

倉敷の大原家

——戦前の労農階級と「市民社会」からの考察（上）——

生 田 頼 孝

序章－本論文の目的意識

組織運営で大切なことは、システムと、その運用をよく考えることである。例えば、政治の世界でシステムと言えば、三権分立、地方自治等が挙げられる。

人間は労働により生活していかなければならない。現代社会で、人間が労働する現場は、企業組織である場合が多い。したがって、経済の世界では、企業統治のシステムと運用を考察してみることが重要である。企業組織は、規模の大小の違いはあれども、多くの労働者から構成されている。R = フォセールは経済が「市民社会の主要な領域」であるとして、「各企業は、その固有の領域については明らかに権力中心である。多数の範疇からなる個人企業を去って賃金労働の圏内に入ると、その権力はきわめて重要な意味をはらんでくる。まさにそこから、賃金労働者およびその家族の雇傭、収入、労働条件、労働時間、生産様式、未来までもが出てくるのである」と論じている¹⁾。したがって企業組織の運営が民主化されないと、利益の配分等に不平等や搾取等が生じる。

「資本主義体制の下で成り立つ社会を法的に支える原理」として、契約自由、過失責任の原則、私的所有権の保証²⁾、などが挙げられるが、今日では、「契約自由」の概念は生産手段たる企業に関しては、修正されている。「そもそも労働には、物の売買などの契約とは異なり、『個人の自由』（契約の自由）に委ねておけないいくつかの重要な特徴がある」とされる。その特徴として、以下の様な点が挙げられる。

第一に労働契約は、労働者としての「人間そのもの」が、取引対象と化するため、長時間の過酷な状況での労働という契約を結んだ場合、労働者の健康や生命といった肉体や精神への侵害を生じることがある。第二に、労働者は、使用者に比較して、経済的弱者であることが多く、自分の生活のためには、使用者側が、例えば、賃金を引下げたとしても、労働者側としては、心ならずも受け入れざるを得なくなる可能性がある。第三に、労働者は使用者の指揮命令の下で労働に従事するため、自由を奪われていることが多い。

故に、労働契約を個人の自由のままにしておく危険である。19世紀から20世紀にかけて、工業化の時代が到来すると、この問題は社会的に顕在化した。自由且つ平等な個人契約の社会において、大量の非熟練労働者が、不安定且つ過酷な労働契約を結ぶことを強いられる事態が生じた。そして、労働者から、人間としての尊厳や自由が失われていったのである。

以上のような問題が深刻化することによって、「個人の自由」の概念が修正され、「集団」が発明されるに至った。第一には、国家が、労働時間の規制や社会保険制度を一律に労働者に与え、又、危険や過酷な労働、不安定な生活から労働者を守るために、法定基準に反する契約は違法無効とする等、「契約自由の原則」に制限を加えたものであった。第二は、労働者の団結による使用者との団体交渉やスト等の団体行動を認める「集団的自由」であった。「これは、個人の自由のもとで實際上自

由を奪われていた労働者に対し、集団として自由を行使することを認め、労使の事実上の力関係の差を是正しようとするものであった」³⁾。

以上のような概念は「生産手段の社会化」と換言してもよいであろう。つまり、生産手段（企業組織）を、使用者、或は、資本家等の一個人、又は、少数の経営陣のためだけのものとするのではなく、労働者として、社会を構成する多くの人々の利害に関わる存在であることを認めた概念である。

生産手段の社会化という概念においては、（場合によっては経営参加等含む）労働者の異議申し立てが確立されていなければ、意味をなさない。資本家、又は経営者側が一方的に経営権を握っているようでは、企業組織は「契約自由」の概念が相対化されたとは言えない。この問題は企業経営の民主化と換言することもできる。

この問題を考える時、検討してみる必要のある事例がある。それが「白壁の街」と言われる倉敷（岡山県）における大原孫三郎（1880 - 1943。以下、単に孫三郎と表記する）によって経営されていた戦前の倉敷紡績の事例である。

孫三郎は、自身の経営する倉敷紡績の「社会化」を述べたことがある⁴⁾。又、「社会主義に関心を持っている」と述べたことがある⁵⁾。生産手段の社会化、または企業経営の民主化を言う時、社会主義への関心があってもおかしくはない。なぜならば、「社会主義は政治経済民主主義の実現」という議論があるからである⁶⁾。この論考の提唱者である専修大学教授・栗木安延氏は、「社会主義とは経済面だけでなく、政治面でも民主主義が一層徹底するはずである。だからこそ労働者はそれを目指してたたかってきた」と論じている。また、北海道大学教授・荒又重雄氏は「労働者の職場集団にどのように民主主義と社会への責任能力が育っているか」に着目している⁷⁾。栗木、荒又両氏の論説は、『季刊窓2』の「社会主義への視点」というコーナーに掲載されていたものである。両氏の議論から、社会主義には民主主義が欠かせないものであるという論点が汲み取れる。したがって、孫三郎の企業経営について論じるならば、その経営がどの程度、民主化されていたか、に着目する必要がある。また、孫三郎は倉敷の大地主でもあった。農地も生産手段である以上、農地経営の実態についても、論じてみる必要がある。さらに、科学的社会主義の提唱者であったカール＝マルクスに言わせれば、政治権力は有産階級（生産手段を有する階級）の無産階級（労農階級）に対する抑圧手段であった⁸⁾。「社会主義とは経済面だけでなく、政治面でも民主主義が一層徹底するはず」であるならば、倉敷の街で、戦前、政治への住民の参加の実態についても考えてみる必要がある。

本論文では、倉敷紡績（倉紡）の労資関係、大原家の農地管理、さらに、倉敷の街の政治への住民参加について、論じてみたい。先行研究としては、孫三郎や大原家の、地主、資本家としての功績を論じる論文が多いように思われる。次章（第1章）では、それらの先行研究の検討を行いたい。

第1章 先行研究の検討

第1節 倉敷紡績の労資関係についての検討

孫三郎は、倉敷紡績工場長会議で、労資問題について、以下の様に述べている。

「諸君、私が屢々口にしてはいる向上的人道主義即ち職工その人の人格を認めその幸福を増進するという事は、実に私の労働問題解決に対する主張の根本主義であって、同時に倉紡の職工待遇上の根本趣旨である。そしてこの主義主張は決して会社の利益と相反するものではなく、却って会社の

利益を増進するものであって、この主張と会社の利益とは必ず一致するものであることを信じて実行しているのである。

故に私は常にこの主張に対して研究を怠らず、是非共労働者と資本家の完全なる一致点を発見して、その方法を具体的に樹立せんものと努めているのである。而してこの主義が徹底する時、即ち理想実現の時は、わが工場が労働者と資本家との協同作業場となって現われる時である確信するものである」⁹⁾。

以上の孫三郎の発言から、労資協調主義が見て取れる。この労資協調主義の具体的な1つの形態が倉紡共存組合だと思われる。すでに、倉敷紡績においては、倉紡共済組合が1915年12月から実施されていた。「これは平素の負担と従業員が負傷（公傷）、病気、出産、死亡した場合の救済とを明らかにしたものであった」¹⁰⁾。しかし、孫三郎はこれだけでは満足せず、「1920年上期の決算において、職工組合基金として10万円を計上した」¹¹⁾。この件に関し、元倉敷紡績社員・大津寄勝典氏は、当時は、労組未法認の時代で、労働者が労組を結成することは認められていなかったが、その時代に、職工組合基金を設けたのは、「職工組合とは、要求貫徹を掲げての闘争団体ではない。むしろ、従業員同士の相互扶助により、各人の人格的向上を期して団体をつくり、まじめに働くものが親和的環境を形成しようと願う、共同団体なのである。

そこで倉敷紡績では、従来からの救済に力点をもつ共済組合に、職工組合的要素を加味して従業員団体の拡充・充実を期した。工場をして従業員と資本の一致した共同作業場と見做し、同心戮力、一致協力して相互に救済しあい、人格の向上をはかり、共に工場関係者の福利増進に責任を持つという点において、倉紡共存組合と名づけられた。これにより、従来の共済組合は、ここに包摂された。1921年9月のことである」¹²⁾と論じている。この当時、労働運動は治安警察法第17条（1900年制定）によって、禁じられていた。治安警察法第17条が削除されたのは1926年のことである¹³⁾。

孫三郎の改革に、労資協調主義を見る論者は大津寄氏だけではない。例えば、早稲田大学准教授・兼田麗子氏は「工場を資本家が搾取する場ではなく、資本家と労働者が共に働き、共に高め合う場にしようという理想を抱いて倉敷紡績内での改革を孫三郎は推進していった」¹⁴⁾と論じている。

1919年の倉紡社内報『倉敷時報』は、「人道主義」、「労力非商品主義」、「資本と労力の調和」を報じている。これらの思想は「大原孫三郎の労働理想主義ともいわれるもの」を基礎としたものであったが、「階級闘争理論からは容易に理解されず」、排撃される傾向にあったことが指摘されている¹⁵⁾。孫三郎は、「工場をして共同の作業場たらしめることは、労働者をして強いて働かしむるという意味ではなく、共同相互の福利増進に協力干与せしむるという思想が最も肝要だと考えます、しかもこの見地よりせる職工の幸福健康、個人収入の増加は、真に工場経営における生産費減少と計算的にも一致することを知るのであります」¹⁶⁾と述べている。孫三郎は、増資、好業績の際には、増給、「労力配当」（賞与）を行なっている¹⁷⁾。

孫三郎は階級闘争を憂慮し、かつ批判的であった¹⁸⁾。そうした孫三郎が推進した改革の一環として、飯場制度の廃止がある。作家・城山三郎氏は以下のように書く。

「当時、紡績会社では手間を省くということもあって、工員たちの三食の炊事を飯場に請け負わせ、飯場は飯場で、食事内容を落とすことで荒稼ぎをする、というのが普通であった。さらに、飯場の親方は、長時間労働と寄宿舎生活で外出の機会の少ない女子工員たちのための日用品を扱う売店経営も兼ね、独占的な立場を悪用して儲けることが多かった。

また、土地の親分衆やその一味が飯場の親方になったりするため、会社に代わって工員集めの口

入れ業をやり、会社と工員の双方から手数料や紹介料をとり、一方では工員の退職や帰郷を妨げたりしていた」。

これらの状況を人道に反するとして、孫三郎は全廃を課題とした。飯場の親方等の脅迫もあったが、孫三郎はひるまず、やり通している¹⁹⁾。「さらに、職工の健康衛生面を危惧した孫三郎は、大部屋式の二階建て宿舎を分散式の家族的な寄宿舎に建て直した。また、孫三郎は、労働者の人格を認めてその幸福を増進するという理念と教育を重視していたため、工場内に職工教育部や学校教育に見合う勉学を提供する場を設けた。孫三郎のこのような改革は採算が合わないものとして、役員達からの反対にあったが、孫三郎は会社の利益に反するものではなく、必ず会社の利益を増進するものだと主張して譲らなかった。孫三郎は職工の幸福、健康、収入を増加させるなどして、労使の利益が一致する共同作業の場を実現すれば、会社にもプラスになると確信していたのであった」²⁰⁾。

さらに、孫三郎の孫で倉敷商工会議所会頭や大原美術館²¹⁾ 理事等を務める大原謙一郎氏は、孫三郎は女子労働者の福祉のために労働科学研究所を建設する等、「かなり人道的経営者であった」と評価している²²⁾。

以上の先行研究から、孫三郎は、労資（労使）の利害の一致を追及していたことが各論者によって確認されていることが理解できる。また、孫三郎は、「住居の改築が職工の健康を保全し、労働能率を高めるのに緊要不可欠のものなる事は何人も知れる所で、わが社が莫大なる費用を投じて倉敷工場の家族式寄宿舎や万寿工場の村落式社宅を建築したのは、何れもこの主張の他の一表現である。寄宿舎が家族的な和気に満つる時、社宅が温き労働村を形造る時、茲に労働問題は釈然として、解決に赴く筈であって、一時的人気取りの方略や、御都合主義の施設などとは根底を異にするのである」²³⁾と述べている。

この件に関し、関西福祉大学教授・坂本忠次氏は「寄宿舎は、多人数制から少人数制に改め家庭的な雰囲気とし、その後、花壇や食堂とともに、学校、女子の裁縫室、保育所、そして病院、さらに、父兄宿泊所なども設けると共に、のちに倉敷購買組合となる日用品の廉売をはかる分配所（物品販売所）を設けている。工場寄宿舎内に小学校も設けられた」²⁴⁾と書いている。

分配所の設立は1910年のことである。「大原家の農事部である奨農会などから良質な白米を安価に配給して援助の実をあげた」²⁵⁾とされる。地主としての「孫三郎が相続した頃の大原家の所有地はおよそ六百町歩、お膝もとの倉敷のほか県下三十九カ町村にわたり、小作人の数は二千五百五十余名におよんでいた。小作料の収入は、あるいは倉紡からの収入を上廻るものだったかもしれない」²⁶⁾という記述がある。倉紡では労資協調主義者であった孫三郎は、農民に対してはどのような態度で臨んでいたのか。次節では、地主としての大原家、又は孫三郎に関する先行研究を検討したい。

第2節 地主としての大原家

兼田麗子氏は「孫三郎は、大原家所有の農地を検分し、小作人の厳しい労働生活や貧しい暮らしぶりを目の当たりにした。小作人の窮状を地主として見捨てておくわけにはいかない、何らかの行動を起こす必要があると孫三郎は痛感した。農業を発展させて、小作人の生活を楽にするにはどうすればよいだろうか、これが、孫三郎の課題の一つとなった。

孫三郎は、労働者と経営者側の利害は一致すると確信して、共存共栄を実現するための施策を倉敷紡績内で実践したが、このようなスタンスは、地主と小作人の関係についても変わらなかった」と論じている。孫三郎は日記に、地主－小作人の関係は同胞的であるべきで、この観念にたって、「生

産と経済の両面から研究して農業を改良しなければならない」と記している（1902年1月23日）²⁷⁾。孫三郎は、農業面においても、労資協調主義者であったことが窺える。孫三郎の農業に対するこの態度は他の先行研究においても見られる。大津寄勝典氏によれば、「何とかして地主と小作人は相携え、共同して農事発展につくす道はないものか。思索と経験に加え、持ちまへの探究心と識見、聖書や二宮尊徳の報徳記など読書からうけた洞察から、一つの着想を得た。これを大原農事改良として、つぎの三つを実行に移した。大原家小作俵米品評会、大原家奨農会、そして、農業教育である」²⁸⁾。

孫三郎は、大原家小作俵米品評会の開催において、地主－小作人の協力による農業の改良、発展、「よく働いたものが幸福を得て、横着なものには幸福は来ない」という原則による小作料の減免、大原家の土地所有は、自利目的ではなく、小作人と共に農業の発展を目的としたものであり、小作人－地主の利害の一致を目指すこと、小作人への良質米の多量生産と労働の奨励等を述べたのであった²⁹⁾。

「この企ては、農業が大原一家の私的事業であるとはいえ、その小作地約600町歩が倉敷町のほか、都窪・吉備・児島・御津・赤磐・和気など県下諸郡の39カ村に亘り、小作者は2550余名の多きに上っていたので、その影響するところは岡山県農業の全般に及ぶといっても過言ではなかった」。故に「大原家のこの事業に対する反響とその公共的意義は極めて大なるものがあつた。従つて、県当局もその主旨に賛同して大いにこの事業に協力し、審査には県立農業試験場長青山治三郎・米穀検査所長山崎敬義その他2、3の検査理事がこれを応援し、褒賞授与式には岡山県知事または内務部長、都窪郡長など多数が来賓として参列し、来賓からも農事改良に関する激励や、地主・小作人間の親和提案などについて祝辞が述べられた」³⁰⁾。

以上の記述から、大原家や孫三郎が、当時の地方政治にも、強い影響力があつたことが窺える。岡山出身の農民運動家で、1930年の倉紡スト（本文第5章で詳述）にも関与した重井鹿治（1902－1966）によれば、戦前、孫三郎は「岡山県の政治、経済、言論、すべてを掌握していた。県知事にしろ、代議士にしろ、新任あいさつはまず大原さんという時世」であつた³¹⁾。

孫三郎には、自身が経営する工場の労働者に対して、労資協調主義者の傾向があつたことは既に述べた。農民に対しては、さらに、第3回大原家小作俵米品評会（1909年2月）にて、翌年までに、「大原奨農会」という小作会結成を声明し、翌1910年2月の第4回大原家小作俵米品評会にて発足させた³²⁾。孫三郎は「大原奨農会」に関し、貯蓄の奨励の他、自作農育成の構想を述べている。土地兼併の傾向が強まっているが、所有権が悪用されれば、それは有害なことであり、農業は自分の土地を耕す方が良いというのがその理由だつた³³⁾。また、孫三郎は1906年に、倉敷町農会長となり、後に岡山県農会長となっている。農会とは、各府県市町村に農事改良を図る目的で組織された（1899年公布の農会法による）が、地主の代表機関として機能していた³⁴⁾。この会の長に就任した孫三郎は、1908年、農業発展のための収穫増大を期し、肥料に対する資金供与等の活動を行った。

この10年後の1918年、いわゆる「米騒動」が起こつた。1918年秋の岡山県下の米作は凶作であり、「夏の米騒動以来、社会の思想的傾向は地主と小作人の間にも、甚だ憂うべき陰影を投じていた。農民は小作人組合を結成して小作料の減免を地主に要求し、1919年になって各地に小作争議が続発した」³⁵⁾。これら争議を懸念する孫三郎は、第13回大原家小作俵米品評会（1919年3月）にて、引き続き、農業における地主－小作人の協調一致を主張し、又、地主の不当な利益独占は不可だが、「小作人もみだりに不当の要求をすべきではない」と述べている³⁶⁾。さらに、1918年は凶作による減産となつたが、米価は高値がつき、この影響による地主の収入は増加したので、農民に対し、米1石

を40円に換算した上で、2円を特別配当するとした。これは、農民の労働寄与貢献を認め、特別配当を行ったという性格のものであったとされる³⁷⁾。さらに、孫三郎は小作料の金納化も主張した。

この金納化の主張は、例えば、減産で1割小作収入が減っても、米価が1割以上高値になれば、地主に損は無く、又、米納された小作米から金で納税し、米価の高低で「理屈を外れた利得をする」というのは良くない、ということの他、農業者が、自分の生産した米を自分で処理できれば、「農業者の労働経済の観念が加わり進んでくる」。地主-小作人の関係は恩恵的ではなく、科学的な研究、改良を要する、というものであった³⁸⁾。この金納化の主張は、小作人が自分で収穫した米等の作物を自分で市場に販売し、それによる収入によって、小作料を支払うということであろうか。孫三郎が大原奨農会に寄付した土地の中、100町歩は小作人が自作の目的で譲渡を望む時には、これに応じる旨が記されており(1922年)³⁹⁾、翌1923年発行の『岡山県小作慣行調査書』には、孫三郎が1914年から「全家の小作人全部を以て報恩貯蓄会なるものを組織し毎年納入する小作料の幾部を積立て土地売買又は購入の資金として遂に自作農たらしむる方法を実行し居れり」⁴⁰⁾と記載されている。青地農氏は、孫三郎による小作農の自作農化の活動を「もっとも注目してよい」と評価してはいるものの、「孫三郎の意図は小作人の解放にあったと思われるが、どの程度実行されたかはよくわからない」とも論じている⁴¹⁾。

日本女子大学人間生活学研究科・学術研究員の石川隆代氏は、明治維新以降の急速な中央集権化の弊害に対処すべく、福沢諭吉等は地方の「名望家」に期待する形で「市民的自治論」を展開した。「名望家とは地域の個性の情実を知り、郷土愛と公共心に富み、財をその土地によって代々為し、いたずらに官吏や政府の権力に偏重せず、地域運営維持に貢献する人々で」⁴²⁾あった。倉敷には伝統的に「名望家ネットワーク」が存在し、大原家もその一員であった⁴³⁾。石川氏によれば、孫三郎の活動は革新的であり、それは孫三郎と名望家層の交流によって支えられていた。又、孫三郎の「農業者の自立という思想に基づいた農業関連投資は、我が国の農村に重要な視点を与える」と評価している。戦後、GHQ指導の下で、政府は農村の生活改善に取り組むが、農村住民への講演活動等の形で、「大原孫三郎と名望家ネットワークは先駆的に行っていた」⁴⁴⁾。

石川氏は「地域運営とはこのようにリーダー層と実際に活動を支える住民組織の存在がなければならぬのである。リーダー層の指導を実現するアウトリーフの存在と、住民自身の自覚失くして地域再生や生活の再構造化は実現しないのである」とし、倉敷では、戦前、既に、戦後の各種生活改善事業(衛生、保健、生活管理等)が実施されていた他、それを支える組織作りも行なわれていた、と論じている。そして、「このような民主的市民創造と自治意識向上に一地方都市が果敢に取り組んだ意義を今再考し、過去の倉敷の<自治>の歴史を取り出し、大原孫三郎と農村地域復興事業を支えた公共的市民文化が存在したということ、次世代に伝える事が必要である」と主張している⁴⁵⁾。

以上の先行研究から、孫三郎の思想は、資本家・地主-労農階級の労資協調主義であり、又、ある種の農業の革新論者であったことが確認できる。又、倉紡共済組合は、ドイツのクルップ社に倣ったものであった⁴⁶⁾。さらに、孫三郎は、ロバート=オーウェン(1771-1858)の思想を研究している。「海外の資料を取り寄せるなかで、オーエンの事績を確認した孫三郎は、オーエンの姿勢に経営者の役割の理想型を見出し、報徳思想とともに自分の実践に活かしていったと考えられる」⁴⁷⁾と論じられている。

したがって、孫三郎の思想を研究するにあたって、クルップ社の労務管理や、オーウェンの思想を研究することが必要と思われる。

第2章 孫三郎の思想的背景

第1節 オーウェン主義について

これまでの、先行研究において、例えば、管見では、孫三郎の伝記である『大原孫三郎伝』にも、「彼はかねてからロバート・オウエンの事績を研究した」と記されているものの⁴⁸⁾、孫三郎は、ロバート＝オーウェンのどのような著作に何を学んだのかは明らかではない。したがって、オーウェンについても、いくつかの研究から、その理論等を検討してみる必要がある。

「オーウェンの基本思想は、労働者一人ひとりの教育水準を上げることで、工場の生産水準を上げ、それによって資本家と労働者がともに豊かになるというもの」であった⁴⁹⁾。この点は、労資協調主義を唱えた孫三郎とも共通しているところであろう。倉敷紡績においても、労働者の為の学校が組織されている。実際に教育を受けていた女子労働者の手紙によれば、この学校での教育内容は、裁縫が大半で、その他は修身、家事、国語、地歴、唱歌であり、是非、2カ年の修業年限は済ませたい、とのことであった⁵⁰⁾。倉敷紡績内部で女子教育が始まったのは、1902年の職工教育部設置によってであった。小学校卒または未卒の女子労働者に算術、国語、生花、茶道、裁縫等を教育したとされる。この他、青年男子労働者のために、1910年には工手学校が開設され、英語等の一般学科の他、製図、工作、紡績等が教授された⁵¹⁾。

「そもそもオーウェンの社会主義は、資本主義的な私的所有がもたらす難点を乗り越えようとするものでした。この難点とは、生産と消費の矛盾、すなわち私的利益を得るために、労働者の賃金を減らすことが、結果として消費の低下を招き、それが過少消費をつくり出して、経済的恐慌をもたらしてしまうということです」と指摘されている⁵²⁾。

オーウェンは、長期的に見れば、賃金は、その労働者の生存レベルまで引き下げられるという「賃金鉄則」に挑戦したのであった。ニューラナアック紡績工場にて、不況時も、労働者に固定給を与え、労働者の福祉に利潤の一定割合を充当した⁵³⁾。「オーウェンの思想の中心にあるのは人格形成に際して環境の果たす役割を強調する教育理論である。……必要なのは過剰の自由放任的競争を制御し、宗教が人々を墮落させ不和に導く影響のせいで貧者が忍従と頑迷におとしめられるのを防ぐことである。こうしてオーウェンは工場改良、協同の精神による労働者教育そしてサン・シモンと同じ労働の権利と義務の唱道者となった」⁵⁴⁾。

オーウェンは、消費拡大のため、協同組合を組織し、生産物交換に関しては、労働力を単位とする労働証票が使われる、とした。オーウェンは渡米し、インディアナ州ニューハーモニー村で、この試みを実践するが、失敗した⁵⁵⁾。「共同体理想と利益の生む不平等の間にまだ矛盾が残っていた。このような矛盾は怨恨のもととなるはずであった。不平等が残存し、メンバーが共同体精神を吸収していない限り完全な民主主義は不可能であるとオーウェンは思っていた。だから彼の統治は家父長的であった。しかし、ニュー・ハーモニー村がもっと民主的になった時それは党派間の争いに墮してしまった」。オーウェンは英国に帰国したが、環境論者の彼は、人々が共同体精神を吸収する時間的余裕がなかったため、と考えた⁵⁶⁾。

英国への帰国後、オーウェンは「1833年、生産階級全国道徳組合の設立を提案した」。既に、労働組合を協同組合ではなく、労資の階級闘争の手段としてみる動きが現われ、ゼネストによる労働者階級の利害を実現しようという全国規模での巨大組合を組織しようという動きが現われていた。オーウェンは「生産階級全国道徳組合」は、平和的手段での労働者の目的達成の為の手段であった

が、翌年までに、より急進的かつ革命的な全国規模の労組大連合へと発展した。オーウェンは提唱者でありながら、当初、メンバーになっていない。労資の原理的な一致を切断する為に組合が使われることを恐れたのである。その後、オーウェンは協同組合の仕事に戻り、ハンプシャーでの共同体を創設するが、この共同体も民主主義の問題が原因で解体した。「労働者階級のメンバーが完全な民主主義を求めたのに対し、富裕なメンバーと後援者は完全な民主主義は自分たちの投資を危うくすると思ったからである。したがって二つの生産的階級の原理的統一などというオーウェンの考え方は幻想でしかないように思われた」⁵⁷⁾。

以上から、オーウェンには、①労資の利害の一致、②労働力による報酬、③それらを自身が指導しようという発想、があることが分かる。①については、これまでも考察したとおり、孫三郎にも共通しているものがある。②は、例えば、小作料の金納化や大原奨農会の設置、③は孫三郎自身ということになる。これらを手段として、孫三郎は理想社会を建設しようとしたのであろうか。それでは、孫三郎の思想を同じく形成したと思われるクルップ社の労務管理はどのようなものであったのか。

第2節 クルップ社の労務管理の特徴並びに市民社会の概念

クルップ社は、ドイツの鉄鋼業であった。同社では病気になった労働者を手厚く処遇するという方針を、経営者のフリードリッヒ＝クルップ (1787 - 1826) が打ち出し、息子のアルフレッド＝クルップ (1812 - 1887) がその遺志を受け継いでいた⁵⁸⁾。第1章でも述べた倉紡共存組合はこのクルップ社の制度に倣ったものとされる。

クルップでは1836年、アルフレッドによって、「疾病と貧窮の場合の共済金庫」が設立されている。神戸学院大学教授・佐々木常和氏によれば、「金庫は何時も労働者によって共同管理され、金庫の会員になるか否かは労働者の自由意志であった」⁵⁹⁾。その後、制度が変更になり、全労働者の金庫加入を義務付けるようになった。1855年認可の「クルップ疾病・死亡金庫」の定款によるものである。

その3年後、重要な変更がなされた。会社側も全労働者の負担金総額の50%を負担することになったのである。さらに、6人の労働者代表の選出は総会でなされるが、会社側の票は全会員の3分の1に等しいものとされ、この結果、クルップは金庫の議長となり、金庫定款において、クルップの絶対的支配権の確立となった。これにより、クルップは家父長的とされる⁶⁰⁾。

前節に続き、再び、「家父長的」という言葉が出て来ることになった。「家父長」という言葉に孫三郎を代入すれば、前節で論じたように、孫三郎は周囲を率いる指導者として、位置づけられることになろう。1902年11月27日、孫三郎は以下のような日記を記している。

「岡山県人は日本人中の標本であり、岡山県の標本は倉敷である。故に日本の中心は倉敷である。余は幸に倉敷に生る。余はこの倉敷は東洋の『エルサレム』たるべきであると信ず。否『エルサレム』たらしむるのが余の聖職である。依って余は倉敷を聖倉敷たらしめんと決心す」⁶¹⁾。この決心を実現する為に、倉敷の教育を改良し、それによって、成熟した市民社会を育成し、倉敷からの影響を日本全国、さらには世界へ、という構想を孫三郎は持っていたとされる⁶²⁾。

この「市民社会」の概念について、長野大学教授・黒沢惟昭氏は、以下のように述べる。

「大切なことは『私』を大切にしつつ、同時に『公』をも考える。そうした人間の形成である。それはヘーゲルのいうように国家という大きな組織、あるいは民族という血縁的共同体においてでは

なく、ふつう『地域社会』と呼ばれる手のとどく感じの『空間』、そこで働き生活する『住民』による同好、同志のアソシエーション、具体的にいえば、理念としての『地方自治体』において、実現が見込まれるものである。私はそのような理念的かつ実在の共同体を『市民社会』と呼びたいのである」⁶³⁾。

倉敷も一地方の「地域社会」であり、「そこで働き生活する『住民』による」、「手のとどく感じの『空間』」であるとも言えよう。そこを舞台に市民社会の構築を構想した孫三郎の思想は、上記の概念に共通するとも言えよう。

黒沢氏は「市民（団体）、アソシエーションと行政側の協働（コ・プロダクト）の機能に注目したい」としつつ、その内容について、「行政側が『叩き台』なるものをつくり、各委員が多少の意見を述べて、若干の文言の訂正程度で行政側の案がほぼそのまま委員会の決定になってしまう例などは、極めて形式的な『市民参加』でしかない。そうではなくて、『白紙からのマスター・プラン』づくりが目であり、そのためには委員選出も地域の各団体の代表のほか、積極的有志（自立・自律した市民）の参画が不可欠である。『公募』委員の選出……の保障、さらには行政側が掌握している情報の完全公開、会議、議事の全面公開などが『コ・プロダクト』のためのミニマムな条件である。さらに、プロとしての能力（情報収集・実務処理能力など）を有する行政職員とイコール・パートナーとしてやっていくためには、市民全体の力量アップ、そのための学習と調査の機会も保障されるべきである」と論じている⁶⁴⁾。上記の黒沢氏の議論の「行政」を孫三郎や大原家に換言すると、孫三郎や大原家の経営（決定）に対する「積極的有志（自立・自律した市民）の参画」という概念になろうか。又、第1章第2節で紹介したように、孫三郎、大原家は地方行政にも強い影響力を有していたと考えられる。その意味では、「市民（団体）、アソシエーションと行政側の協働（コ・プロダクト）」の問題であると考えられなくも無いのではないか。

さらに黒沢氏は、地方分権として、「地域住民が直接国に吸収された権限を奪い返し、その権限を行使して、自ら『市民』に自己変革し、地方自治体を文字通りの自治体に変え、市民社会を創造することなのである。そして市場原理主義が席捲する今日の社会状況をチェックし、市民社会の管理（制限）の下に置くことが目的である」と論じる⁶⁵⁾。上記のような議論は他にも見られる。例えば、ケント大学教授・デヴィッド＝マクレラン氏は「経済の領域では、市場は統制されねばならず、投資は計画されねばなりません。こうした強い要求は、私たちの環境にたいする関心の高まりによって拡大しえます。政治の領域では、国家権力の増大は、小規模でより直接的参加的な活力のある市民社会の成長によってのみ抑止できます」と述べている⁶⁶⁾。

上記の概念は政治、経済等の社会の民主的統制の概念と言い換えても良いだろう。

故に、これまでの議論から、半ば「上」からの支配である家父長制に対し、市民社会は民意に基づく民衆の「下」からの自主管理であることが明らかとなる。

以上から、家父長－市民社会は対立する概念であるとも言えよう。「地域のため、地域の民衆のためという視点を強く有していた孫三郎」は、「物質的な生活条件を高めることにも尽力」していた⁶⁷⁾が、それは、自身が資本家あるいは大地主として、資産を持ち、家父長の存在であればこそであろう。次章ではまず、孫三郎の活動の舞台であり、基盤となった事業活動を検討したい。

第3章 戦前における大原家の事業の始まり

第1節 倉敷紡績の創立

明治時代、日本を代表する紡績会社が倉敷に設立された。倉敷紡績株式会社（倉紡）である。後に、「倉敷の三傑」と称されるようになった「大橋沢三郎・小松原慶太郎・木村利太郎の三名」が倉敷での紡績所の設立を主張したのであった。当初、資本金10万円、5000錘の紡績所建設を目指したのであったが、当時の岡山県知事は、1万錘以上でないと、経営が不成立になると勧告したため、資本金、錘量を共に倍増した計画に変更し、県会議員等をも加えた発起人会が設立された。同会で、大橋沢三郎と小松原慶太郎の2人が、研究のために上京委員に選ばれ、80日間、他の紡績会社等を訪問、見学し、又、大阪紡績設立の関係者・渋沢栄一を訪問している。これらによって、会社設立の指導や紡績機械導入等についての教示を受けている。そして、「有限会社紡績所創立御願」を岡山県知事に申達し、許可を得たのであった。1887年12月17日のことである。

資本金については、「倉敷村の資産家、名望家を糾合し、官民あげての設立計画であったが」、20万円の資本金を集める目途が立たず、「倉敷村最大の資産家・地主である大原家の参加を仰ぐことになり、これに成功したのであった」⁶⁸⁾。

この当時の大原家を率いていたのは、孫三郎の父・大原孝四郎であった。既に、1877年には、大地主であり、1889年には、岡山県下2番目の多額納税者であった⁶⁹⁾。倉敷紡績は、1888年3月4日、株主総会を開き、大原孝四郎の他、先に述べた小松原慶太郎や大橋沢三郎等も取締役を選任された。さらに、大原孝四郎が初代頭取に就任した。その4年後、1892年に、倉紡最初の労働争議が発生している。

この争議の原因は、1890年の早魃による凶作によって、1石5円程度だった米価が、1891年には、2倍強の12円に暴騰したことで、労働者の生活がおびやかされるようになったことにある。又、会社も不況から操業短縮を行なったが、その後、好業績に転じ、操業短縮も解除された。それに刺激された労働者は、「職工同盟会」という「労働組合の濫觴をなすもの」を組織し、賃上げを要求した。ストを目指したようだが、会社側の事前察知による若干の賃上げによって、不発に終わった⁷⁰⁾。

孫三郎が、倉敷紡績に入社したのは、同社で最初の労働争議があったから9年後の1901年のことである。入社した孫三郎が飯場の廃止や工場内での学校教育の提供を始めたのもこの頃である⁷¹⁾。1904年12月には、孫三郎は父・孝四郎から家督を継いだ⁷²⁾。

翌年にはキリスト教に入信している。「キリスト教の神から受けたものは神へ返せという思想」が孫三郎の「後半生をつらぬく倫理的な原動力」となった⁷³⁾。又、孫三郎は、大原家の財産は全て、社会に還元されるべきと考えていた⁷⁴⁾とされる。倉敷の郷土史家・角田直一氏によれば、孫三郎は「資本家としての経営才能だけでは満足できない。若き日のキリスト教的な愛の道徳性と資本家的企業というものをどこで調和するか。これが彼の生涯の大きな戦いであった」⁷⁵⁾。「労働理想主義」はここから生まれたとされる。

その孫三郎が倉敷紡績の社長に就任したのは、1906年のことである。父・孝四郎の社長辞任によるものであった。この年の6月、寄宿舎内の労働者の中から、チフス患者が発生し、7月までに77名の患者（内、7名死亡）という大惨事となった。孝四郎はその責任を負って辞任したのである。チフス問題が下火になると、チフス問題で不安に陥った者達から、帰郷希望者が続出しているのを会社側が引き留めたことや、労働者に不利益な就業規定の変更、低賃金への不満から、300名の女子

労働者がストを行なった。会社側は賃上げによって解決したとされるが、そのような倉敷紡績に孫三郎は入社し、改革を行なって行ったのであった⁷⁶⁾。

以上の他にも、孫三郎は様々な建設活動を行なっていたのであった。

第2節 戦前期の倉敷における孫三郎の建設活動

建設活動の具体例として孫三郎は、電話局の開設（1907年）、倉敷の発展を左右しかねないと考えての国鉄（現JR）伯備線（山陽地域－山陰地域）の内務大臣兼鉄道院総裁・床次竹次郎への直談判による倉敷駅起点としての誘致、開業（1925年）、倉敷の街での橋、トンネル、道路の建設等を行っていた⁷⁷⁾。さらに、倉紡中央病院の開設（1923年6月）がある。ここにも、「自分のもっている資本を社会に還元しなくてはならない。還元することによって、資本が本当に生きるんだ」という思想があった⁷⁸⁾。この病院の開設に当たって、孫三郎は次のように述べた。

「従来倉紡には各工場に医局を設けていますが、未だ従業員の健康を保証するに足るものであるとは申されず、現在の社会情勢から言いましても、より完全な施設を作り、従業員の健康上に遺憾なきを期することは、工場経営者として当然の義務であると考えたのであります。そこでここに倉紡従業員1万人の健康を保証するに足る設備を施し、同時に之を公開して一般の医療機関とするため、当病院の建設を決意したのであります。

一般公開のことについては、将来工場を社会化させるという意味もあり、殊に紡績職工といえは社会からまだ異様な目で見られている現在において、わが社が、職工を人として、平等の人格を認めて待遇していることを示す一事実と致しまして、ここに開放された病院において一般人と同じく平等な取扱を為すことは、可成り意義あることであると信じます。なお、他の理由と致しましては、先年当地方に感冒が流行した際、庶民階級の人々に対しては医療の方面に甚だ不行届であったことを目撃し、人道上捨て置き難い大事であると痛感し、一日も早く庶民階級を中心とした病院を設立せねばならぬと考えた次第であります」⁷⁹⁾。

倉紡中央病院は「倉紡」という企業名を名乗っていた為、一般には非公開の病院と解釈される恐れがあったこと、又、倉敷紡績の財政事情もあり、「倉敷中央病院」と改名し、独立採算制となって、現在に至っている⁸⁰⁾。これは孫三郎による倉敷という社会への利益の還元と言えるが、上記の孫三郎の言葉に「将来工場を社会化させる」という一言が出て来た。孫三郎の言う工場の社会化という言葉が何を意味するのか。孫三郎は、1922年11月の講演で、「当会社における福利的施設はこれを開放いたす考えでいることとあります。すなわち、工場作業場を除く他の工場施設、工場の福利的増進施設はその利用を一般に開放提供する意向であります」と述べている⁸¹⁾。

この発言から、孫三郎の「工場の社会化」とは、「工場の福利的増進施設」を「一般に開放提供」することによる「利益の社会への還元」を意味するものであろう。同時に、「工場の社会化」について言う時、以下の様な議論がある。

「私的資本の直接的な統制・管理・社会化」で「大きな問題となるのは、能力と知識である。そして、労働者たちは、生産活動において、どんなに意欲的な管理運営形態ももたない能力と知識をしばしば獲得するのである」……「国家が－それが社会主義的政府にまともに運営されていたとしても－直接手を触れることができない場所が、実際の生産に従事する労働と技術の現場である。そして、生産過程は、生活の他のすべての次元に実質的な影響を及ぼす。富の配分、分業と労働時間、人間と自然環境との力と質のバランスなどの重要な場面においてである。社会主義的変革事業

の不幸な結果は、国家のこうした制約性を無視したことによって、この議論に否定的な証明を与えた」……「地域的・部門的な産業民主主義こそ、盲目的な利益蓄積に向かう競争路線への唯一の実行可能な選択肢である。これなしには、経済は停滞し、技術は歪んでしまうのである」。⁸²⁾

以上から、「工場の社会化」又は「利益の社会への還元」を実現するには、「産業民主主義」等の言葉で表現される経済的民主主義が必要であることが理解できる。

では、労働運動等を含め、戦前期の倉敷紡績等での産業民主主義への動きはどのような状態であったのであろうか。

第4章 戦前日本における労働運動とその理論

第1節 戦前日本における労働運動

戦前、日本各地で、明治から労働争議が起こっていた。明治初年から様々に運動が起こっていたが、「これらは、本来の労働運動というよりは、騒擾または一揆の範疇に属すべきものであり、組織的闘争というよりは本能的反発であり、資本主義的に近代的な運動なり闘争であるというよりは、むしろ前期的なものだった」⁸³⁾。日本での近代労働運動が見られるのは、明治30年(1897年)代頃からである。1897年には、労働組合期成会(7月、片山潜、高野房太郎等)の創立、鉄工組合の結成(12月)、労働運動雑誌『労働世界』の創刊等が見られたものの、近代的労働運動はまだ、限られたものであった。この状況は、岡山、倉敷においても同様であった。この時期、岡山県下では組織的労組を通じた運動、争議は見られていない⁸⁴⁾。

1898年には、労働問題の深刻化に伴い、多くの研究組織が生まれていたが、「社会主義研究会」は、同年10月、東京にて、キリスト教社会主義系列の人々が集まって、発足した。この中に、片山潜(岡山県出身)が名を連ねている⁸⁵⁾。その後、同研究会は、1900年1月、「社会主義協会」と改称している。反社会主義的な者が退会したこと、社会主義の立場で社会の現実に触れようとする傾向が強まったこと等が原因であった⁸⁶⁾。

社会主義協会は、片山潜の他、安部磯雄、幸徳秋水等によって、社会民主党へと発展した(1901年5月)。しかし、前年に公布された治安警察法によって、解散させられてしまう⁸⁷⁾。社会民主党の宣言書の起草者は安部磯雄であった。宣言では、社会民主党は「階級闘争主義や暴力革命主義に立脚するものでは」なかった⁸⁸⁾。社会民主党は「普通選挙」の実現に重点を置いたが、それすら「許容され得なかった」のであった⁸⁹⁾。

階級闘争主義を否定していたとされる同党は、本節で先に触れた『労働世界』(第79号、1901年5月20日)において、自らの主張を「社会民主党宣言」として発表している。

同宣言は冒頭で「如何にして貧富の懸隔を打破すべきかは実に二十世紀に於けるの大問題なりとす」⁹⁰⁾と述べた上で、「立憲の政治を行いて政権を公平に分配したりとするも、経済上の不公平にして除去せられざる限りは人民多数の不幸は依然として存すべし。是れ我党が政治問題を解するに当り全力経済問題に傾注せんとする所以なりとす」⁹¹⁾と主張している。又、貴族院のみならず、衆議院も地主や資本家の代表でないものはない、と批判している⁹²⁾。そして、党の「抱負」として、「純然たる社会主義と民主主義に依り、貧富の懸隔を打破して全世界に平和主義の勝利を得さしめんことを欲するなり」とした⁹³⁾。

その為に、軍備全廃、階級制度廃止の他、生産機関として必要な土地や資本の全公有化、交通機関の全公有化、財富の公平な分配、人民の政権への平等な参加とその為の国家による全教育費の負担等を理想とした⁹⁴⁾。

その理想のための実践運動として、全国鉄道網の公有化、市街鉄道、電気、ガス等の独占的性格を有する事業の市有化、都市での土地の市有化、家賃の制限、税金は相続税、所得税によって構成し、食料品への課税の廃止等、経済面での改革が提唱されている他、普通選挙法の実施や無記名投票化、重大問題に関する直接投票の導入、貴族院廃止等、政治面での改革が提唱されている。同党は、「社会主義を経とし、民主主義を緯として其旗幟を明白」にせんとしていた⁹⁵⁾。

土地その他の独占的性格を有するものの公有化は、地主等、一部の者への利益供与を排し、「其利益を社会全体に帰」さしめるためにあったと言えよう⁹⁶⁾。

生産手段の公有化は、同党の主張の中心をなすものであり、「宣言」の中でさらに続く。「地主と資本家は生財の二要素を占有し、労働者が其生産物の大部を彼等に納むるにあらざれば其使用を許さざるものなり。多数の人民が貧困の境遇に在るに怪しむに足らんや。我党が土地鉄道の如きもののみならず、凡て生産に必要な資本即ち製造所の如き、若しくは間接に生産に必要な凡ての交通機関を公有にせんことを主張するは全く是が為」であった⁹⁷⁾。

上記の他、教育の公平化や相続税の実施を通して、「公平なる配財」を為すことを「最も重要な主張」とした。同党によれば、社会主義とは「唯生財機関たる土地及び資本を公有として、其により生ずる所の財富を公平に分配せんを欲するのみ」⁹⁸⁾ という性格のものであった。

以上のような目的の達成の為に、選挙法を改正し、社会民主党の議員を帝国議会で多数となし、「抱負を実行すべきの時機」を得ようというものであった。換言すれば、立法府としての帝国議会で、多数を占める（民主主義）によって、自党の主張である生産手段の公有化と経済的利益の公平な配分を実現せんという構想であったと言えよう⁹⁹⁾。

その安部磯雄を孫三郎は自身が主催した「倉敷日曜講演会」にて、講演させている。題名は「自治体と財政」であった¹⁰⁰⁾。講演の内容がどのようなものであったかは定かではない。しかし、安部磯雄は岡山基督教会の牧師で、その説教内容は社会主義的であり、キリスト教社会主義者も県下で発生していた。

さらに、1903年1月の「倉敷日曜講演会」では、社会主義に肯定的な講演もなされている¹⁰¹⁾。この時の「倉敷日曜講演会」での社会主義の内容については、何であるか定かではないが、孫三郎が社会主義に関心を持っていたということは既に序章で述べた。

明治期の社会主義は、マルクス主義の影響も受けてはいたものの、「日清戦争後の産業革命の進行に伴う労働問題・都市問題・貧民問題など多様な『社会問題』が生ずる中で起こったのである。日清戦争後の藩閥と政党的妥協体制など『政党的堕落』を打破する運動ともなり普選運動とも連携した」¹⁰²⁾と評される。その後、時代は、大正、昭和へと移って行くが、労働運動は継続し、大正期には大きな動きを見せることになる。故に、次節では、大正期における労働運動等の動きを見てみたい。

第2節 戦前日本（大正期）での労働運動の発展

1912年（大正元年）、東京で労働組合「友愛会」が結成された。旧制山口高校、東大出身の法学士・鈴木文治¹⁰³⁾を中心に15名で結成された。鈴木文治以外は、殆ど、現場の労働者であったが、この

労組の性格は労使協調であった。友愛会の出版物は以下のように主張している。「抑も物の生産は何に依って出来るのであろうか。資本と労働の協力の結果ではないか。学者によりては、実に資本は労力の結果であるが故に、生産は独り労働の賜なりと説く。或は生産の結果に於ては、労働が主で、資本は従たる地位にありと説く人がいる。吾人はかかる説を主張するものではない。ただ生産は資本と労働と相結合して、初めて出来るものであると信ずる」¹⁰⁴⁾。

この目的の達成のために、労働者自身が、知識レベルや徳性を高め、資本家との対等の地位を獲得する必要があるが、そのために労働者の団結が必要であるとしている¹⁰⁵⁾。同会は、

一、我等は互に親睦し、一致協力して、相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

一、我等は公共の理想に従い、識見の開発、徳性の涵養、技術の進歩を図らんことを期す。

一、我等は協同の力に依り、着実なる方法を以て、我等の地位の改善を図らんことを期す。

と綱領にうたっていた¹⁰⁶⁾。ここには階級闘争的な発想は見られない。鈴木文治自身も、初期の友愛会においては、当然のこととして、「資本と労働の調和」を考えていた¹⁰⁷⁾。これらの点は、孫三郎と理念的に共通していたと言えよう。

発足から数年の友愛会は、労働争議もしているが、労組として、組合員の総意の下、鈴木文治の指導によってストを行ったというよりも、抑圧された工場労働者が、鈴木文治にそれを訴え、訴えを受けた鈴木文治が争議の調停等に乗出すという形を採っていた。又、労働者達は、鈴木文治からすれば、「一段下位にいる憐れな人々であり、彼は上位に座してこの憐れな労働者たちを救済するのが自分の任務だという一種の使命感をもっていた。巨体の熱血漢の彼がそう考えたのかもしれないし、また熱心なクリスチャンであった彼の信仰がそうさせたのかもしれない」¹⁰⁸⁾のであった。

クリスチャンであったという点、また、労働者を救済せねばならない、という点が鈴木文治と孫三郎の共通点であったと言えよう。しかし、孫三郎は、労働者を一段低い存在として見ていただろうか。孫三郎は自身の労務政策を「人格主義」として展開している。「人格主義」は鐘紡社長・武藤山治¹⁰⁹⁾の唱えた資本家を上級者となし、労働者を下級者とする上下関係を肯定する性格を有する¹¹⁰⁾家父が施し、皆は従うという「温情的経営家族主義的労務管理」(温情主義、家族主義)と区別しようというものであった。兼田麗子氏は武藤は「階級観念を否定する民主的側面をも加えながら、集団への献身を含む家の論理を近代資本主義発展の過程で再編成し、封建時代さながらの心理的効果を狙った」と指摘している¹¹¹⁾。又、天津寄勝典氏によれば、孫三郎は、奨学金制度や孤児院援助等を慈善で行うことには、一時的なものであり、又、慈善家の偽善的行為には反発もしている。真の救済は温情的主従関係ではなく、「社会的国家的」になされねばならなかった。「したがって家父の施しや、資本家的温情の類を経営のなかに取り込むことはしなかった」¹¹²⁾。

以上から、孫三郎は、労働者を自身と対等の存在として扱おうという意気込みがあったとも解釈できる。だが、協同作業場の理念にせよ、「人格主義」的労務管理にせよ、先の黒沢惟昭氏の言葉をヒントとすれば、現場の労働者の「自立・自律」した参加が必要であろう。換言すれば、単に、労働者による参加があるだけではなく、異議申し立てを含む、労働者側からの自発的な意思表示が取り込まれているかが、鍵となろう。これらが無ければ、参加は単なる「動員」に過ぎなくなっ

まう。そこでは、資本、又は経営者側の意思が通るのみである。こうした体制は「民主的」とは言えない。政治学者・ロバート＝ダールは以下のように論じている。「〈政治に〉参加するということは、必ずしも公的異議申立てへの参加を含むものではない。

言うまでもないことだが、反対する権利がない場合には、〈参加〉する権利があっても、公的異議申立て許容されている国における参加の意味の大部分は失われてしまう。……

〈参加〉権の広がり、体系の一つの特徴にすぎず他の特徴とあわせて解釈されねばならぬ」¹¹³⁾。ダールは、参加も異議申し立ても許容されない体制を「閉鎖的抑圧体制」と呼んだが、「閉鎖的抑圧体制は、自由化、すなわち公的異議申立ての機会を増大することなしに……より包括的になりうる。この場合には、その体制は、閉鎖的抑圧体制から、包括的抑圧体制へと変化したということになる」¹¹⁴⁾。ダールが言う「国」を「企業組織」等に換言すれば、経営民主化等の指標となる。故に、労働者側の動きや経済の民主化の動きをさらに見ていく必要がある¹¹⁵⁾。

先に述べた友愛会では、組合員が、次第に、従来の共済組合的な活動には満足しなくなっていた。組合員の社会的意識は高まり、ことに、1917年のロシア革命以降は、社会主義思想に対する関心が高まって来ていた。また、鈴木文治等による友愛会幹部が上座に座り、労働者の要求を代弁するという「上からの組合」から、自主的な労組建設へと向かわざるを得なくなっていたのである¹¹⁶⁾。そのロシア革命は、当時の日本の労働運動に対し、どのような影響を及ぼしたのか。

第3節 ロシア革命とその影響

工場によっては、工場長を支部長にしている等、実際の活動が親睦会のようになっているという批判のあった友愛会ではあった¹¹⁷⁾ものの、創立時(1912年)に15人であった友愛会は、1919年には2万人の会員を擁するようになった。同会は、その間に、労組としての性格を強めて行った。各種のストの応援、賃上げストへの関与が労組らしくしたのである¹¹⁸⁾。

ロシア十月革命(1917年11月7日)は、ロシアのペトログラードでのボルシェビキの武装蜂起によって達成された。その数ヶ月前には、日本では、戦争成金を生み、好景気をもたらした第一次世界大戦¹¹⁹⁾の長期化によって、ロシアでは厭戦気分が広がり、国内では、食料や燃料が不足し、働き手を徴兵された農村の生産性は激減した。1915年秋以降に、各地でストが起きていたが、翌16年には、首都・ペトログラードでもストが起き、又、この年までに、ロシア軍は500万の犠牲者を出していた。翌17年には、ペトログラードでの婦人労働者のデモに端を発する全市でのストとデモ、兵士の反乱によって、皇帝(ツァー)・ニコライ2世は退位し、それまでロシアを支配していたロマノフ王朝は瓦解した。所謂、ロシア二月革命である。

その後、臨時政府が成立するも、十月革命によって、打倒され、首班のケレンスキーを除いて殆どの閣僚が逮捕された。これによって、ボルシェビキを中心とするソビエト政権が成立したのである¹²⁰⁾。この時、ボルシェビキの中心的指導者であったウラジーミル＝イリイチ＝レーニンは、マルクス主義について、「マルクスは中央集権論者」なのであって、そこからの逸脱は見られないとしている。続いて、「もしプロレタリアートと貧農が国家権力を掌握して、まったく自由にコンミュンにならってみずからを組織し、すべてのコンミュンの行動を統一して資本に痛撃をくわえ、資本家の反抗を打破し、鉄道、工場、土地その他の私有を全国民に、全社会にひきわたすならば、これは中央集権制度ではないだろうか？これはもっとも徹底した民主主義的中央集権制度ではないだろうか？しかもプロレタリア中央集権制度ではないだろうか？」と論じている¹²¹⁾。戦前日本の労働運

動について論じるにはこのレーニンの言葉が重要であろうと思われる。友愛会はこの中央集権主義であるボルシェビズムとの絡み合いで動いて行くことになるからである。

1920年、東京で日本最初のメーデーが挙行された。これが契機となって、労組の連合体が出来上がり、友愛会を含む諸労組によって、「労働組合同盟会」が結成された。しかし、労働組合同盟会は、翌1921年6月、友愛会の脱退で、分裂した。ボルシェビキ化した友愛会が、サンジカリズム（アナキズム、無政府主義、自由連合主義）の立場に立つ他の組合と対立したことが一因であった¹²²⁾。又、友愛会自身も、変化の時を迎えていた。会員数は1万人を超え、38の支部が開設されていた。名称も「大日本労働総同盟友愛会」に変更された。その後、名称は「日本労働総同盟友愛会」、さらに、「日本労働総同盟」に変更された。

日本労働総同盟（以下、本論文では、総同盟と略称する）内部にも、ボルシェビズム－サンジカリズムの対立はあったものの、総同盟内部では、ボルシェビズム化が進んでいた。1922年10月、総同盟は第十一周年全国大会を大阪で開催したが、「自由連合論」は「労働階級の戦闘力を分散」させるとして、総同盟とは相容れられないことを確認していた。さらに、綱領では、資本家階級の抑圧等に対する徹底闘争、労資両階級の両立不可、労組の力による労働階級の解放、新社会建設を主張していた。これには、同年7月、コミンテルンの承認を受け、秘かに結成されていた日本共産党も影響していたとされる¹²³⁾。ボルシェビズムとアナキズムの対立はその後も続くが、1923年の関東大震災発生時、アナキズム系の指導者であった大杉栄が憲兵大尉・甘粕正彦によって虐殺されたことによって、アナキズム派の凋落は決定的となった¹²⁴⁾。

この後、総同盟は、「社会改良的な『現実主義』」を志向する右派と、「革命的戦闘化」を志向する左派が「同床異夢」の状態にあった¹²⁵⁾。やがて、左派の諸組合が除名され、1925年5月、新労組を結成するに到った。それが、「日本労働組合評議会」（以下、本論文では評議会と略称する）であった。評議会の綱領は、5か条からなっていたが、その中の第4条では、「大衆の意思と行動とをもっとも有効に集中して、最大の闘争主義を発揮せしむるがごとき民主的集中主義をもって組合組織の原則とする」とうたっていた。背後には、日本共産党がいた¹²⁶⁾。第4条は、先に引用したレーニンの民主主義的中央集権制に倣ったものであろう。また、第2条では、「組合運動によって労働大衆を教育し、労働階級をして資本主義の精神的支配より完全に独立し、階級意識にもとづく団体的行動の訓練を与えることは、組合運動の教育的任務である」¹²⁷⁾とうたっていた。

第2条もレーニン主義に倣ったものであろう。レーニンは、その著書『なにをなすべきか？』（1902年）において、以下のように記している。

「およそ労働運動の自然発生性のまゝに拝跪すること、およそ『意識的要素』の役割、社会民主党の役割を軽視することは、とりもなおさず一労働者にたいするブルジョア・イデオロギーの役割を強めることを意味する、ということである。『イデオロギーの過大評価』や、意識的要素の役割の誇張、等々について論じる人はみな、労働者が『自分の運命を指導者たちの手からもぎとり』さえすれば、純労働運動は独力で独自のイデオロギーをつくりあげることができるし、また現につくりあげつつある、と想像しているのである。だが、これはひどい間違いである」¹²⁸⁾。「労働者大衆自身が彼らの運動の過程それ自体のあいだに独自のイデオロギーをつくりだすことが考えられない以上、問題はこうでしかありえない—ブルジョア・イデオロギーか、社会主義的イデオロギーか、と。そこには中間はない（なぜなら、人類はどんな『第三の』イデオロギーもつくりださなかったし、それにまた総じて階級矛盾によって分裂させられている社会に、階級外の、あるいは超階級的なイデオロギーなどは、けっ

してありえないからである)。だから、およそ社会主義的イデオロギーを軽視すること、およそそれから遠ざかることは、とりもなおさず、ブルジョア・イデオロギーを強めることを意味する。自然発生性をうんぬんする人々がいる。しかし、……自然発生的な労働運動とは組合主義であり、〔純組合主義〕であるが、組合主義とは、まさしくブルジョアジーによる労働者の思想的奴隷化を意味するからである。だから、われわれの任務、すなわち社会民主党の任務は、自然発生性と闘争すること、ブルジョアジーの庇護のもとにはいろうとする組合主義のこの自然発生的な志向から労働運動をそらして、革命的社会民主党の庇護のもとに引き入れることである」¹²⁹⁾。

レーニンのこの言葉からは、資本家による階級支配である資本主義体制を排除して、新たに社会主義社会を建設せん、とする意気込みと志向性が感じられる。これに対して、孫三郎は理論的には、「階級闘争によって分裂させられている社会」に、「労資協調」というレーニンの批判した「『第三の』イデオロギー」という「超階級的なイデオロギー」を作り出そうとしたと言えよう。

また、レーニンによれば、ロシアの社会主義政党は、外部から、労働者に革命意識を注入する訓練を受けた少数革命集団でなければならなかった¹³⁰⁾。この思想は、一般大衆と妥協しつつも、前衛勢力が労働者に階級意識を目覚めさせ、資本家との対立を惹起し、そのために、労組は革命のための学校たるべき、という評議会の思想となって現われた¹³¹⁾。評議会は、1928年4月14日、当局によって解散させられた。その後継組織として、同年12月23日、「日本労働組合全国協議会」(以下、本論文では「全協」と略称する)が結成された。全協は、評議会の後継団体として、日本共産党の指導の下で、労働運動を指揮した¹³²⁾。この全協を通じた労働運動が、1930年、倉敷紡績で発生している¹³³⁾。

第5章 倉敷での労働運動

第1節 大原財閥への労働者の叛乱

1930年は、不況の年であった。金融恐慌の影響で、不況が続いていた¹³⁴⁾。さらに、1929年から始まる世界恐慌が、貿易に打撃を与えた¹³⁵⁾。この結果、倉敷紡績でも1930年7月7日、重役会にて、人員整理が決定されたのである¹³⁶⁾。これは日本興業銀行からの当別融資の際の合理化要求も反映していた¹³⁷⁾。この時、会社側の方針に反対して、労働者側が反乱を起こしたのであった。序章でも紹介した城山三郎氏は以下のように書く。

「興銀融資と引きかえに約束した合理化のため、倉紡では職員の二割休職をはじめとする人員整理案、賃金切り下げ案を発表、これに対し従業員が反発、万寿工場では前月(十月-筆者注)二十日から労働争議が起り、一日からストに入っていた。

当時、倉紡の寮では、他社とちがって自治制をとり、各寮で寮長による運営が行われ、その寮長たちの相談相手として、また寮生の教養を高める導き手として、女子大出身者を『教化係』として採用した。日常生活を共にさせることで女子工員たちに知的刺戟を与え、『人格主義』の実現に近づけようという狙いからであった。

だが、それら教化係の多くが進歩的思想の持主であったため、共産党などの働きかけを受け、女子工員たちを率いて立ち上がった。ゆるやかな、そして進歩的管理に任せつつも、この結果である。孫三郎の期待は裏目に出た。共に働き、共に人格を高める。そして、よき友人となろう一孫三郎は経営者として、その理想に生き、会社もその線で動かしてきたと思っている。それなのに『労

働者の敵』呼ばわりされる」¹³⁸⁾。

倉敷紡績での寮生の自治制は、倉敷紡績の資料集である『回顧六十五年』にも、「大原社長の理想によることで、職工の人格を尊重して寮生にその日常生活を自治自修せしめんとする制度であった」¹³⁹⁾と、自賛的に記述がある。

この時の反乱労働者のリーダーが北海道出身のクリスチャンで日本女子大学卒の棧敷よし子(ジョセフィン、1902 - 1993)であった¹⁴⁰⁾。「倉敷紡績での寮生の自治制」については、労働者側の立場に立つ書籍によれば、「倉敷駅に近い田圃のなかにあったポプラ並木と高い塀に囲まれた万寿工場の寄宿舎はかぎ型の四棟からなっており、1000人をこえる女子労働者が収容されていた。1部屋平均20人のなかから1人ずつ「主婦」と呼ばれる者が選ばれ、教科係によって特別な訓練を受け、寮生と起居をともしながら日常の面倒をみるというシステムになっていた。つまり、労働者のなかから、会社の手先になって仲間を管理する者を選ぶという、残忍にして巧妙な仕組みなのである。大原孫三郎はこれを『自治制』と称して自慢していたそうだが、「主婦」の首につけた目に見えない手綱は、教科係にしっかり握りしめられたとんでもない『自治制』であった。幸いというべきか、よし子は教科係に任命され、「主婦」の教育を受けもつことになった。万寿工場労働者のたたかいは、すでにこのときからはじまったといってもよい」¹⁴¹⁾。よし子が教科係になることによって、「幸い」だったのは、会社側の対労働者管理システムを、そのまま、労働者の経営側への反乱組織に転化できるようになった故であろう。

倉紡の会社側の記述によれば、女子大学を卒業した棧敷よし子(棧敷ジョセフィン)は、1929年入社し、教化係となった。さらに、会社側の記述を続けると、「その秋頃から、棧敷は寄宿自修寮生に対し、私かに特別に思想教育を施し階級意識の高揚に努め、遂に十数名の急進分子の一群を作った。そして巧に社外の共産系労働組合と連絡をとり、『無産者新聞』(戦前の日本共産党週刊機関紙-筆者注)その他の方法によってこれを指導した」¹⁴²⁾のであった。

前述の通り、倉敷紡績で人員整理がおこなわれようとしたのは翌1930年のことであった。同年9月、「職工の大整理と賃金引下げが行われた」。会社側によれば、「急進分子」によるスト扇動のビラ撒きが行われていたが、一般の労働者に動揺は見られていなかったと記述している¹⁴³⁾。その後、10月末になって、賃金の受給額の減少に対する不満が高まっているのを機会とし、同月31日早朝から、女子労働者620人が同盟ストに突入し、解雇反対、賃金値上げ等を訴えたのであった¹⁴⁴⁾。さらに、この時、8時間労働制の獲得や給食の改善といった要求も提出された¹⁴⁵⁾。労働者側の書籍『風雪の日々に岡山県社会運動史7』の主張では、「争議団の要求に応じ得るかどうかはともかくとして、そもそも会社側には交渉に応じようとする誠意のかけらすらなかった。一夜明けると官憲と暴力団に守られた会社は、代表団に会おうともせず、あえて面会を求めようとすれば、なぐる蹴るで立ち向かってきた。明らかに会社側は大講堂に籠城している争議団が疲れ果てるのを待つ構えをとっていた。それを読みとったよし子は、かくし芸大会を開いたり、合唱させたり、その合間には学習会をおこなって争議団の闘志をかきたてた。これという直接の経験を持たないよし子にとって、こうした指導はいずれも独創的なものであった」と記されている¹⁴⁶⁾。

会社側は「その要求を拒絶し、この機会に不穏分子を徹底的に一掃せんとする強硬方針をもって持久戦に備えた」。警察の警戒は厳重を極め、争議団と外部との接触は厳重に遮断された。それが、換言すれば、「争議団が疲れ果てるのを待つ構え」であったのであろう。その後、争議団はその態度を軟化させ、長期勤続者への会社側の退職手当の支給を請願した。会社側は争議団の即時解散を条

件に、手当で支給を承認し、11月9日、争議終息となったものの、棧敷よし子をはじめ、首謀職工は解雇され、又、「急進分子の残党は永く寄宿舎内に根を残し、その清掃には殆ど半ヶ年を要した」¹⁴⁷⁾。

1930年における、倉敷紡績での労働者の反乱に関する以上の会社側の記述は、会社側資料集『回顧六十五年』に依ったものである。会社側の記述からは、労働者の窮状を聞き入れて、棧敷よし子がストに立ち上がった、というよりも、スト等の会社側への反乱を起こすことを目的として、棧敷よし子が演繹的に活動していたかのような印象を受ける。又、10月末に突如として、労働者がスト側についたかのような印象も受ける。さらに、「急進分子」の「清掃」に「殆ど半ヶ年を要した」のはなぜであろうか。次節では、さらに、労働者側から、この反乱を見ることで、考察してみたい。

第2節 労働者側の視点から見た倉紡スト

戦前の倉敷紡績でのストに関する記述のある労働者側の資料『岡山県労働運動史資料 上巻』には、1929年、重井鹿治を含む2人の活動家が、倉敷紡績万寿工場に全協系のグループを組織したことが記述されている。同資料によれば、日本共産党細胞の棧敷よし子が赴任して来たのは翌1930年のことであった¹⁴⁸⁾。同年、倉紡万寿工場女工員寄宿舎にて、既に300名の労働者を組織していた。この記述からすれば、棧敷よし子には、最初から、日本共産党関係者として、労働運動を組織する任務が与えられていた可能性も考えられる。ボルシェビキの思想からすれば、当然ではあろう¹⁴⁹⁾。この労働者の組織と連絡しながら、「合法的な倉敷一般労働組合」が組織されたのであった¹⁵⁰⁾。しかし、労働者が組織される下地が無ければ、労組結成等も不可能であろう。

ボルシェビキとその後身のソ連共産党の理論家であったニコライ＝ブハーリンの著作に、以下のような記述がある。

「労働階級は資本主義社会においては彼等の労働力を企業家に売る。彼等は毎日毎時間この企業家のために働いているのだということを意識する。彼等はブルジョアジーを憎み又信用しない。又労働者は同じ様な状態に置かれた他の者と肩を並べて働くことに慣れている。プロレタリアは大工場や炭鉱や鉱山やで集団的に生活し、且つ労働する。プロレタリアはただにブルジョアジーを憎み、彼等を信用しなくなるのみならず、彼等の色々な詐欺を発見するに至る。プロレタリアは又、共同してブルジョアジーに反抗すべきを知る」¹⁵¹⁾。では、倉敷紡績における労働者の状態はいかなるものであったろうか。

当時の倉敷紡績における労働者の実態については、棧敷よし子自身が記述している。女工達と、親しく会話が出来ようになって以降、彼女は色々な事実を知ることになる。体の弱い女工は、あれこれの手段で家に帰された。「結核や脚気と診断されたら、『故郷に帰って治せ』」と言われた¹⁵²⁾。新しい養成工の募集も停止した。その一方で、各労働者の負担は増えた。

「機械の持台数は、第二工場の精紡職場で四十廻から六十廻に、第三工場の職布では四台から六台、八台と増え、機械の回転数は少しずつ多くなっていった。また、女工たちの唯一の楽しみだった休憩時間が、知らず知らずのあいだに十七分も短くなったことがわかり、女工たちの怒りをさそった。

労働災害もふえた。第一工場の男子修理工は、ベルトに巻上げられ片腕を切りおとした。賃金が大幅に引き下げられた。昭和五年（1930年－筆者注）に入ると、全国的な操短で機械が次ぎつぎにとめられ、片付けられた。

深夜業撤廃という喜ぶべきことの裏には昭和二年頃から深刻さを増し、昭和四年の世界恐慌の大波をかぶった不景気を、労働者の犠牲によって切りぬけようとする資本家の悪知恵があったのだ。こ

のことは、農村出の階級意識もなかったおとなしい婦人労働者の胸にも怒りの炎を燃やさずにはおこななかった」¹⁵³⁾。

故に、労組が結成され、又、ストという形で労働者の反乱が起きたのだといえよう。さらに、深夜業撤廃前から、倉敷紡績の労働環境は苛酷であった¹⁵⁴⁾。既に、労働者の間には、労働環境に対する不満が溜まっていた可能性も考えられる。

前述の『岡山県労働運動史資料 上巻』は、労働者側の要求に対して、「女工哀史そのままの紡績資本家は弾圧政策を強行した、だが、女寄八百名の工員は、寮長の地位にある、棧敷君を絶対に信頼し団結は強固であった。交渉は五日間行われたが遂に決裂した。争議団は会社の暴力による切崩しに備えて工場内の講堂に八百名が籠城戦術をとった。日共細胞である棧敷君のボルシビキ教育と訓練は徹底していた。食堂に行くときはスクラムを組んでデモリながら行く、若し、引抜きがあれば、阿修羅の如く暴力には、暴力をもって戦う、最高指導者棧敷は講堂の中心に座し、精鋭なる女工団によって守られて」¹⁵⁵⁾ いた、と記述している。

「女寄八百名の工員は、寮長の地位にある、棧敷君を絶対に信頼し団結は強固であった」という記述に、会社側への労働者の反乱の下地が既存していたことが読み取れるような気がする。また、筆者は、ボルシェビキの「戦闘力集中」の戦術も、会社側への労働者の怒りという点では、労働者の心情に共通するものがあり、優れた指導者が登場すれば、その人物を中心として、反乱への賛同者が集結し得る状況にあり、構築し易かったのではないかと想像する。ブハーリンが言うところの「色々な詐欺を発見」し、「共同してブルジョアジーに反抗すべきことを知る」状態になっていたであろう。

会社側は、この反乱は、2、3日程度で、終息すると考えていたらしい。しかし、労働者側の意気込みが、会社側の予測をこえていると知ると、寄宿舎や社宅周辺には、サーベル佩用の制服警官が配置され、徹底的弾圧がなされた。ストへの応援者が、鉄道で倉敷駅に来れば、直ちに検束する、通勤労働者と争議労働者の遮断、応援物資の没収¹⁵⁶⁾等によって、前節で述べたとおり、労働者側の敗北に終わり、前節でも述べたように、11月9日、争議団は遂に解団した。しかし、その後、「急進分子」の追放に半年も必要だったということは、ストという形での反乱後も、倉敷紡績が社内に抱える問題を解決できていなかったということを暗示してはいまいか。反乱の舞台となった倉敷紡績万寿工場では、5年後の1935年にも、負傷した労働者を「小額の涙金」で解雇したことが発端で、労働争議が起こっている。労組側は、「ピラやポスター演説会によって、進歩的資本家を以て任ずる大原財閥の正体を暴露した。相当額の傷害手当を支給することによって解決した」¹⁵⁷⁾のであった。又、その2年後にも、「倉敷一般労働組合」による倉紡万寿工場の労働環境に関する告発がなされている。それによれば、同工場での労働時間は11時間にも及んでおり、食事休憩としての30分休憩さえ、15分に短縮されていた。「食事の悪い事には、ガマンが出来ぬ程」であった。棧敷よし子等の異議申立てが結果として、工場運営に反映されていなかったことを窺わせられる記述である。「倉敷一般労働組合」は、休憩時間については、当時の労働法たる「工場法」第7条違反であるとして、裁判所に訴えていた¹⁵⁸⁾。

万寿工場でのストや争議といった反乱は、倉敷紡績株式会社経営陣に対する労働者側の異議申し立てであったことは言うまでも無い。これらの異議申し立てからは、孫三郎の言うところの労働者に対する「人格主義」は感じられない。又、「労資協調主義」も疑わしくなってくる。労働者の経営参加等の産業（経済）民主主義を確立することによる「異議申し立て」も制度化されていなかったと

考えられる。事実、他社で実行していた例のあった「工場委員会」制度さえ、倉敷紡績では実行していなかった¹⁵⁹⁾。

第3節 戦前期における工場委員会

第1章で紹介した「倉紡共存組合」は、健康保険法の公布、施行（1927年1月1日）の結果、存在意義を失い、1926（大正15）年末に解散した¹⁶⁰⁾。倉敷紡績においては、「倉紡共存組合が解散して後は、職工側から会社に対して意志表示をする機関がなかったため、共存組合に代る労資協調懇談の機関として『工場委員会』の設置案が大正十五年九月の工場長会議に提出された。当時工場委員会制度は、政府の勧奨方針に従って、既に全国百以上の会社が実施していた。

しかしこれは労働組合法が実施されるまでの暫定措置に過ぎず、且つ他社の実情を見るに、委員会の要求によって施設改善に莫大な経費を要し、却って紛擾の種を蒔いている例もあったので、わが社の委員会制度の実施は時期早尚として遂に無期延期となった¹⁶¹⁾。

以上は、倉敷紡績の会社側資料集『回顧六十五年』からの引用である。上記の引用からも、労働者の経営参加等が実現されていないことが窺える。又、「委員会の要求によって施設改善に莫大な経費を要し」とあるが、孫三郎自身の活動や改革も「莫大な経費」を要したと考えられる。1930年の不況時に、今日の観光地と化した倉敷の街での中心的存在となっている大原美術館を開館したのはその一例であろう¹⁶²⁾。「莫大な経費」が如何ほどの金額であるかは定かではない。大原美術館の開館は1930年11月5日のことであった。この日、労働者やその支援団体が、美術館を取り巻き、資本家による搾取の見本だとして非難する等、周囲は騒然としていた。11月5日は、「めでたい集いはず」¹⁶³⁾の日であった。しかし、11月5日と言えば、既に述べた棧敷よし子等の反乱が未だ終息していない時である。労働側の主張によれば、孫三郎は「無慈悲で冷酷な資本家」として、「労働者が生きるためのささやかな要求を、サーベルと暴力団で蹴散らし」ていたのであった¹⁶⁴⁾。

孫三郎は「労資の利害の一致」等を主張していたはずである。一方の当事者である労働者側からの主張では、それが疑わしくなって来る。また、「労資の利害の一致」は、労働者側からの経営者への要求を汲み上げる動きがなくては、難しいと思われる。

大正時代、「労資の紛議はいよいよ頻繁となり、その運動は漸次階級闘争の色彩を帯び、政治化するに至った。そこで政府は工業主及び労働者を指導誘掖して、工場懇話会・工場研究会等の組織を促進し、或は産業福利協会を設けて災害予防・労働衛生・福利の増進・労働法規の研究等の勧奨に努めた」のであった¹⁶⁵⁾。

1919年創設の「協調会」による「工場委員会」の建議（1921年）¹⁶⁶⁾がその具体例であろう。「協調会」を企画した内相・床次竹次郎は孫三郎にも参加を呼びかけており、孫三郎は協調会の発起人會に参加している¹⁶⁷⁾。同会は「協調会宣言」で「協調主義は社会に於ける各階級特に労資両者が、平等なる人格の基礎の上に立って自他の正当なる権利を尊重すると共に、社会の秩序の為に公正合理なる自制互譲を為し、以て相共に力を協せ産業の発展、文化の進歩、国家社会の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張」¹⁶⁸⁾していた。

協調会は、先の「工場委員会」の問題について、企業組織の大型化によって、労資の接触の機会が失われ、両者の関係は階級闘争的關係になり、それは「産業の平和」や「社会の秩序」を害するものであり、労資両者の懇談機関を設けなければ、労働争議頻発の恐れが有るゆえ、企業主が自ら、適切な範囲と形式で労働者との接触協議の機関を設けるのが望ましい。しかし企業主の任意では、容

易に実現しがたく、労働者側に強制されて設置するのでは、事後の運用に害を為す可能性がある、と論じていた¹⁶⁹⁾。

1921年は、関西を中心に、労働争議が頻発し、その結果として、「工場委員会」の設立が多く見られた。同年4月、大阪で始まった横断的労組による「団体交渉権」獲得の運動は、労組への加入自由権と工場委員会設置運動へと転化して行った。この理由として、経営側の労組を団体交渉権の相手とすることを拒否するという強い態度と、対案としての工場委員会設置という提案によって、実現が比較的容易と思われる工場委員会設置と労組活動公認の保障で労組側が満足しようと考えたためとされる¹⁷⁰⁾。また、関西での労働運動に強い影響力を持っていた議会主義者でクリスチヤンの賀川豊彦(1888 - 1960)という指導者の思想にも依るものでもあった。賀川によれば、社会改造は労組から出発し、工場民主化等を通して、最終的には、工場組合管理と生産者議会によって達成されるべきであった。それを果たす為の機関が「工場委員会」であり、労資双方の代表者からなる工場委員会によって、「資本家の専制主義」を破壊し、「組長伍長の専制」(現場監督の横暴等のことかと思われる)を引込め、賃金、労働時間、労働条件、更には雇用関係をも論じ得るようになる、と主張していた¹⁷¹⁾。

これらの賀川豊彦の思想や運動は関西では大きな影響力を持ち、労資の妥協の産物としての工場委員会を設立させるという結果になった¹⁷²⁾。そして、これらの争議が、先にも述べた協調会による「工場委員会法制定に関する建議案」を作成させるに至ったのである¹⁷³⁾。

但し、工場委員会の導入は、労組の労働条件決定機構への関与を容認するものではなく、協調会は、労組の労働条件規制への関与に極めて消極的であった。さらに、工場委員会を推奨した内相・床次竹次郎も、労組の役割に対しては否定的であった。床次によれば、労組とは、「共済、労働需給の調節、労働時間・賃金等の団体的決定」とスト等の資本家への反抗の二機能を有する存在であった。前者に関しては、床次は、国家や資本家によって代替されるべき存在と考えていた。そして、それが可能になれば、労組は無用且つ危険な存在でもあった。又、「工場委員会の導入にふみきっていった経営者の場合には。労資間の問題処理には工場委員会で十分であって、労働組合は介入する能力も余地もないとする考え方が一層強かった」¹⁷⁴⁾。さらに、別の論者に言わせれば、工場委員会は「当時としては画期的」ではあったものの、「工場委員会は当時の社会情勢を反映し、労働運動抑制の目的をもって設置されたものであったばかりでなく、あくまで諮問機関にすぎず、取扱事項も職場規律、安全衛生、福利厚生等と、せいぜい労働時間程度であった」というのが実態であった¹⁷⁵⁾。

工場委員会の導入を行っていなかったと思われる倉敷紡績においては、社内の労働問題はどのように考えられるべきなのだろうか。

第4節 孫三郎が労働者に対して目指したと思われるもの

異議申し立てのない参加は、既に述べたように、民主的とは言えない。所謂、第4章第2節で述べた「包括的抑圧体制」である。非民主的体制である全体主義体制に通じるものがある¹⁷⁶⁾。既に見た孫三郎の万寿工場の自修寮の「自治」は、現実には、「上」(経営側)からの対労働者管理システムであり、労働者の動員、又は場合によっては、監視のための制度であったと思われる。棧敷よし子が反乱を起こしたのもこの寮においてであった。天津寄勝典氏に依れば、この寮の「自治」においては「自修デー」が設けられ、教育や娯楽が支援された¹⁷⁷⁾。しかし、「自修デー」の規則(倉紡自修デー規定。1920年)¹⁷⁸⁾からは「自治」とは言い難い規則が見出される。第4条で、自修デーの期日

は、社長が決めることが規定されており、第5条では、「当会社従業員ハ自修デーニ出席スヘキ義務ヲ有ス」と謳っていた。参加しない自由等の異議申し立ての自由は謳われていない。又、「倉敷工場自修デー施行細則」（1920年）では、第1条で「自発的服従ノ価値ヲ理解セシメテ団体ノ秩序ヲ厳正ナラシムルヘシ」とも規定されている。又、第5条で、教育のための講話主要題目は社長が決めることが規定されていた。これらの規則からは包括的抑圧体制が窺える。筆者は、包括的抑圧体制の下で、経営側に都合の良い人材を育成することを目的として、「上」（孫三郎）が「下」（労働者）に一方的に与える、という図式を感じてしまうのである。第1章第1節でも述べたように、好況時には、「労力配当」として、各労働者の給与に1割の上乗せが行われた¹⁷⁹⁾が、これも、労働者の意見を反映させた上でのものでなければ、「上」からの「下」への一方的な「配当」であったと言えるのではないか。

1920年は、既に述べたように、東京で第1回のメーデーが挙行され、労組の連合体としての「労働組合同盟会」が結成された年である。翌年には、岡山市で初のメーデーが開催されている¹⁸⁰⁾。このような労働者の自発的な動きを孫三郎は警戒したのではないか。孫三郎としては、「労力配当」のような「餌」によって労働者の反発を抑えつつ、「自修デー」に見られる「教育」によって、経営側に服従する従順な労働者を育成しようとしたのではないかと思われる。第4章第3節のレーニンの言葉を引用すれば、「ブルジョア・イデオロギーを強めることを意味」したのではないか。イタリア共産党創設者で、マルクス主義者のアントニオ・グラムシは、被支配者の自発的な服従をヘゲモニーと称し、暴力装置による権力の強制とは区別している。（国家の）秩序は暴力装置のみならず、被支配者の自発的服従を促す学校、家族、教会等のイデオロギー装置によって支えられていると指摘した、とされている¹⁸¹⁾。

倉敷紡績での「自修デー」という名の教育は、孫三郎や経営側の統治への自発的服従を促す意味でのイデオロギー装置であったと言えよう。「自発的服従ノ価値ヲ理解セシメテ団体ノ秩序ヲ厳正ナラシムルヘシ」は、その象徴的存在であろう。

当初、単なる懇談機関であった労組排除の意図を持つ工場委員会は、しかし、労組側が、関西に「団体交渉権」の獲得を求めて動いた1921年以降、議事制による要望事項の採決を行うものが増え、賃金、労働時間等の労働条件を付議事項とするものが増加した。労組の機能を代替させ、労組無用化の体制を成立させていくことを意味するものであっても、経営側に対する労働側のある程度の異議申し立ての制度化であったと言えよう¹⁸²⁾。「下」から「上」へのベクトルとも言えよう。倉敷紡績では、その工場委員会を「紛擾の種を蒔いている」とした。「自発的服従ノ価値ヲ理解セシメテ団体ノ秩序ヲ厳正ナラシムル」と抵触するからであろう。謂わば、「階級闘争の憂慮」の具体化であろう。当初、階級闘争への対抗策であった「工場委員会」を労働者側からの自主的組織とする運動も現われており、こうした情報が倉敷紡績経営陣にも伝わっていたのかもしれない¹⁸³⁾。

結果として、当時の倉敷紡績の労務管理は、「人格主義」的労務政策を主張し、「温情という精神的なものだけでは労働問題は解決しない、労働の科学的な究明による数的理論を基礎として労働者の真の福祉の向上をはかろうと」¹⁸⁴⁾したとしても、実質的労務政策は、孫三郎による「家父長制」的な一種の「家父の施し」であり、「温情主義」だったのではなかったか、と思われるのである。1930年の棧敷よし子等の反乱は、不況による賃下げ、解雇によって「家父の施し」が出来なくなったことが「自発的服従」の価値観を破り、反乱を招いたという性格のものであったと言えよう。又、反乱の舞台となった万寿工場の工場村は、先行研究の検討でも触れたように、「労働問題の解決」の為

に、孫三郎が建設したものであったが、これも一種の「家父の施し」であったと言えよう。さらに、労働者を分散して住ませ、さらに20人を単位として、主婦を配置し、教科係によって管理させることで、経営者の意を汲む労働者による分散管理によって、労働者の団結を防ごうという意図もあったのかもしれない。つまり、大部屋式の時代よりも、労働者に対する経営者本位の管理強化がなされたのではないか、という視点からも、孫三郎の「人格主義」は検討されてしかるべきではないか¹⁸⁵⁾。

さらに、先に述べた「倉敷工場自修デー施行細則」では、「親愛ノ感情ヲ敦厚ニシテ協同ノ趣旨ヲ徹底セシムヘシ」とも謳っている。「労資協調論者」であった孫三郎は「旧来の『主従の情誼』に立脚した労務政策に拘泥する傾きのあった経営者」¹⁸⁶⁾であったとも考えられ、この言葉を労資関係に当てはめた場合、彼は「温情主義」的に「施し」を行なう「家父」であった可能性もあろう。工場委員会制度は、そのような経営者をして、それが維持し難いことを感じさせ、「協調主義の理念にもとづき労資関係の再編成に乗り出したことを示すものであった」¹⁸⁷⁾。

換言すれば、「労力配当」等のある種の利益供与によって、労働者達を現状に満足させつつ、「上」（孫三郎をはじめとする経営陣）が「下」（労働者）を抑圧する構図が存在し、「階級闘争の憂慮」は、その構図を破ることへの憂慮であったとも言えよう。これが、第1章で検討した「資本と労力の調和」の実態であったのではないか。

以上、主として、戦前日本の労資関係並びに倉敷紡績の労資関係について考察してみた。既に指摘したように、孫三郎は同時に大地主でもあった。農村経営者であったとも言える孫三郎は、農民に対しては、どのような態度で臨んだのであろうか。 (以下続刊)

注

- 1) R = フォセール著、樋口謹一訳『社会主義契約論』岩波書店、1971年、pp.137 - 138
- 2) 安枝英紳、西村健一郎『労働法（第10版）』有斐閣、2009年、p.4
- 3) 水町勇一郎『労働法入門』岩波新書、2011年、pp.9 - 12
- 4) 大津寄勝典『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』日本図書センター、2004年、pp.23 - 24
以下、『経営展開と社会貢献』と略す。
- 5) 大原孫三郎伝刊行会『大原孫三郎伝』中央公論事業出版、1983年、p.72
- 6) 栗木安延「社会主義は政治経済民主主義の実現」『季刊窓2』窓社、1989年、p.164
- 7) 荒又重雄「民主主義への責任能力」前掲『季刊窓2』、p.165
- 8) マルクス、エンゲルス著、大内兵衛、向坂逸郎訳『共産党宣言』岩波文庫、1992年、p.69
- 9) 前掲『大原孫三郎伝』、p.129
- 10) 大津寄勝典『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』日本図書センター、2004年、p.76。以下、『経営展開と社会貢献』と略す。
- 11) 同上、p.76
- 12) 同上、p.76
- 13) 岡山県労働組合総評議会労働運動史編集委員会編『岡山県労働運動史』、1964年、p.69
- 14) 兼田麗子『福祉実践にかけた先駆者たち』藤原書店、2003年、p.175。以下、『先駆者』と略す。
- 15) 角田直一「倉敷町衆の目覚め」岡山県郷土文化財団『岡山の自然と文化8』岡山県郷土文化財団、1989年、pp.385 - 386
- 16) 『倉敷紡績百年史』、pp.131 - 132
- 17) 西沢保「大正デモクラシーと産業民主主義・企業民主主義の展開」南亮進他編『デモクラシーの崩壊と再生 学際的接近』日本経済評論社、1998年、pp.96 - 97
- 18) 『先駆者』、p.178

- 19) 城山三郎『わしの眼は十年先が見える』新潮文庫、1997年、p.110。『先駆者』、p.176
- 20) 前掲『先駆者』、pp.176 - 177
- 21) 孫三郎が建設し、1930年に開館した私立美術館。この美術館については、大原美術館ホームページ (<http://www.ohara.or.jp/201001/jp/index.html>) を参照。
- 22) 大原謙一郎「大原孫三郎の社会・文化・福祉への貢献」『大原社会問題研究所雑誌』NO623・624、p.29 (oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/623-624/623-06.pdf)。労働科学研究所は、倉紡内に設置された労働者の健康問題を研究するための施設である。これについては、「労働科学と倉敷労働科学研究所」(前掲『先駆者』、pp.193 - 218) を参照されたい。
- 23) 前掲『大原孫三郎伝』、p.130
- 24) 坂本忠次「戦前倉敷の都市計画をめぐる覚書－倉敷紡績『職工村』建設をめぐる－」『倉敷の歴史』第15号、2005年3月、p.14
万寿工場職工村の俯瞰図については、兼田麗子『大原孫三郎－善意と戦略の経営者』(中公新書、2012年)、p.50、参照。以下、『善意と戦略』と略す。
- 25) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.54
- 26) 青地晨「大原三代 美術とアカデミズムの都」『中央公論』5月号、1961年、p.280
- 27) 『善意と戦略』、p.129
- 28) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.263
- 29) 同上、pp.264 - 265
- 30) 同上、p.265
- 31) 重井鹿治「大原孫三郎と山川均と私(下)」武田英子著『秋色清香』(非売品)、1998年、p.141。原文は『倉敷新聞』1964年7月27日所収。
- 32) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.266
- 33) 同上、p.268
- 34) 同上、p.275
- 35) 同上、p.277
- 36) 同上、p.277
- 37) 同上、p.278
- 38) 同上、pp.279 - 280
- 39) 前掲『善意と戦略』、p.133
- 40) 岡山県内務部『岡山県小作慣行調査書』、1923年、p.90
- 41) 青地晨「大原孫三郎」利根川裕他『人物昭和史』筑摩書房、1989年、p.193
- 42) 石川隆代「大原孫三郎の農事改良事業の生活改善の思想－倉敷における名望家自治の特徴と生活改善に関するネットワーク－」一般財団法人有隣会編『第1回 大原孫三郎総一郎研究会報告書』2013年7月、p.34
- 43) 同上、p.34
- 44) 同上、p.35
- 45) 同上、p.35
- 46) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.77
前掲『大原孫三郎伝』、p.68
- 47) 前掲『善意と戦略』、p.30
- 48) 前掲『大原孫三郎伝』、p.68
- 49) 的場昭弘『ネオ共産主義論』光文社新書、2006年、p.129
- 50) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史6近代(下)』山陽新聞社、2004年、pp.418 - 420
- 51) 財団法人労働科学研究所編『労働科学の生い立ち』、1971年、p.141
倉敷紡績での明治期からの社内学校教育は、「大原孫三郎の『人道教育主義』『労働理想主義』に」によるものだとされる(南智「私立青年学校の教育－倉紡の青年学校を中心に－」『倉敷の歴史』17号、pp.62 - 63)。1936年から37年にかけて、倉敷紡績の各工場内に5校の女子青年学校が開校し、そのうち3校には、

1940年には、男子部が設立された(同上、p.63)。倉敷紡績内で最初に開設されたのは万寿工場内の「同心女子青年学校」であった。この学校には「普通科」(2年制)、「本科」(2年制)、「研究科」(1年制)の3つのコースがあった。いずれのコースも「家事及裁縫科」が最大時間数となっており、「本科」、「普通科」では、「職業科」が「家事及裁縫科」に加えられている。「普通科」と「本科」は総時間数が同じだが、「普通科」は「職業科、家事及裁縫科」の時間数が「本科」より少なく、その分、「普通学科」の時間数が多い。又、「研究科」には「普通学科」は存在していない(同上、pp.64 - 65)。同じく倉敷紡績内の学校である「成徳女子青年学校」(倉敷工場)でも、本科、研究科では、「家事及裁縫」が多くを占め、普通科では「家事及裁縫」の時間数が減り、算数、国語等が増えている(p.66)。生徒数は、同心女子青年学校、成徳女子青年学校、双葉女子青年学校(早島工場)の3校では、本科の生徒が一番多い。報徳女子青年学校(玉島工場)では、1939年3月の時点で、普通科修了生が一番多いが、本科と研究科の卒業生を合わせると、普通科修了生を上回る(p.63)。

この他、例えば、成徳女子青年学校では、「女子の日常生活に関係の深い家事・裁縫と、課外での趣味の養成と品性の涵養上大切とされた茶の湯及び生花に意が払われていた。また、特別研究科がおかれ、これは花嫁学校とも呼ばれていた。この特別研究科は修業年限は六ヶ月で、在学中は工場勤務には一切服さず勉学に専念できた。定員は一期間二名で、満二ヶ年以上当工場勤務した本科卒業生の中から選抜して入学させ、修業中の生活費、学費は会社が支給した」(同上、p.66)。

青年学校の出席率は高く、報徳女子青年学校では、1937年の時点で、就学率、出席率共に、98%に達し、双葉女子青年学校では、1937年の開校時に77%であった出席率は、1938年2月の義務就学制の実施により、92%にまで伸びた(同上、p.67)。

- 52) 前掲『ネオ共産主義論』、pp.130 - 131
- 53) ノーマン・ウイントロープ編、氏家伸一訳『自由民主主義の理論とその批判』晃洋書房、1992年、pp.269 - 270
- 54) 同上、p.270
- 55) 前掲『ネオ共産主義論』、pp.131 - 132
- 56) 前掲『自由民主主義の理論とその批判』、pp.271 - 272
- 57) 前掲『自由民主主義の理論とその批判』、pp.272 - 273
- 58) 前掲『善意と戦略』、p.45
- 59) 佐々木常和『ドイツ共同決定の生成(増補版)』森山書店、1993年、p.97
ライン史学協会連盟共同研究部第四次年報(1938)、伊藤浩夫訳『クラブ研究』北隆館、1944年、p.219
- 60) 同上、pp.98 - 99
- 61) 前掲『大原孫三郎伝』、pp.55 - 56
- 62) 前掲『善意と戦略』、p.97
- 63) 黒沢惟昭『アントニオ・グラムシの思想的境位』社会評論社、2008年、p.27
- 64) 同上、p.31
- 65) 同上、p.32
- 66) デヴィッド＝マクレラン「日本語版への序」デヴィッド＝マクレラン他編著『社会主義と民主主義』文理閣、1996年
- 67) 前掲『善意と戦略』、p.97
- 68) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 第五卷 近代(上)』山陽新聞社、2002年、pp.449 - 450
- 69) 同上、pp.450 - 451
- 70) 前掲『新修倉敷市史 第五卷 近代(上)』、p.756
倉敷紡績株式会社社史編纂委員編『回顧六十五年』倉敷紡績、1953年、pp.63 - 65
- 71) 前掲『回顧六十五年』、p.461
- 72) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.7
- 73) 青地辰「倉敷王国 大原三代」『中央公論』4月号、1961年、p.269。孫三郎が、キリスト教に入信したのは、石井十次(1865 - 1914、宮崎県出身)の影響が大きい。十次は、当初、医者を目指し、18歳で岡山医学校に入学し、間も無く、岡山キリスト教会にて洗礼を受けている。23歳の時、孤児を引き取り、養育

を始めたが、その後、医師になる道を捨て、孤児の養育の為、孤児院を運営した。石井の死まで、孫三郎は、相当程度の援助をしていた（「倉敷王国 大原三代」前掲雑誌、pp.269 - 270、前掲『先駆者』、pp.159 - 164）。

74) 大原美術館ホームページ (<http://www.ohara.or.jp/201001/jp/B/B2c.html>) より

75) 「倉敷町衆の目覚め」前掲書、p.385

76) 前掲『回顧六十五年』、pp.97 - 103、前掲『新修倉敷市史 第五卷 近代 (上)』、pp.461 - 462

77) 同上、pp.98 - 101

78) 「倉敷町衆の目覚め」前掲書、p.387

79) 前掲『回顧六十五年』、pp.240 - 241

80) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.337、前掲『回顧六十五年』、p.246

81) 間宏編集、解説『財界人の労働観』ダイヤモンド社、1970年、p.270

82) ヒラリー＝ウエインライト「民主主義の社会主義的刷新に向けての新しい形態」前掲『社会主義と民主主義』、pp.87 - 89

83) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』岩波新書、1970年、p.24

84) 前掲『新修倉敷市史 第五卷 近代 (上)』、p.751

85) 前掲『黎明期の日本労働運動』、p.91

倉敷での労働運動を見るにあたって、「労働組合期成会」の創設者の一人である片山潜の動向を見ておく必要があるとされる（前掲『新修倉敷市史 第五卷 近代 (上)』、p.765）。片山潜は1859年の生誕である。上京後、渡米し、修士号を取得している。英国にも旅行し、「社会事業、都市改良事業、消費組合制度」を見聞し、帰国後、1897年、「労働組合期成会」を結成している。さらに、鉄工組合が結成され、片山潜は『労働世界』を主筆している（p.765）。外国で勉強している間に、片山潜は敬虔なクリスチャンになっていた。帰国後も当初、キリスト教の活動に熱心であり、貧民への生活や教育の援助を目的とした「キングスレー館」事業にも取り組んでいた。しかし、その後、労働問題に取り組み、社会主義研究会等にも参加し、社会主義者となって行ったのであった（岡山県史編纂委員会『岡山県史 第十卷 近代 I』山陽新聞社、1986年、p.689）。

86) 同上、p.92

87) 中澤俊輔『治安維持法』中公新書、2012年、p.11

88) 前掲『黎明期の日本労働運動』、pp.94 - 95

89) 同上、pp.96 - 97

90) 「社会民主党宣言」岸本英太郎編、解説『明治社会運動思想 上』青木文庫、1955年、p.155

91) 同上、p.155

92) 同上、p.155

93) 同上、p.156

94) 同上、p.156

95) 同上、pp.157 - 159

96) 同上、p.160

97) 同上、p.161

98) 同上、p.163

99) 同上、p.166

100) 前掲『善意と戦略』、p.120

101) 前掲『新修倉敷市史 第五卷 近代 (上)』 pp.767 - 768。但し、聴衆としての倉敷の住民が講演内容をどの程度、理解していたのかは管見では不明確である。

102) 同上、p.769

103) 大河内一男『暗い谷間の労働運動』岩波新書、1970年、p.27

104) 同上、p.10。旧仮名遣いは現代のそれに改めた。

105) 同上、p.10

106) 同上、p.6

- 107) 同上、p.10
- 108) 同上、p.27
- 109) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.58、前掲『先駆者』、pp.242 - 258。
- 110) 武藤山治『武藤山治全集』第1巻、新樹社、1963年、p.493、武藤山治は、1907（明治40）年、労働者、とりわけ紡績工女は未だ幼稚なので、万事、誘導せざるを得ない状態だとしている。
- 111) 前掲『先駆者』、p.250
- 112) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.58
- 113) ロバート・ダール著、高島通敏他訳『ポリアーキー』三一書房、1981年、pp.9 - 10
- 114) 同上『ポリアーキー』、p.12
- 115) 「ポリアーキー」とは、「かなりの程度民主化され、かつ自由化された体制である。すなわち、高度に包括的で、かつ、公的異議申立てに対し広く開かれた体制なのである」（同上『ポリアーキー』、p.13）
- 116) 前掲『暗い谷間の労働運動』、p.26
- 117) 同上、p.32
- 118) 同上、p.42
- 119) 同上、p.43
- 120) 外川継男『ロシアとソ連邦』講談社学術文庫、1991年、pp.310 - 318。ロシア革命の経緯については、同書の他、フランソワ＝クサヴィエ・コカン著、佐藤亀久訳『ロシア革命』（白水社、1992年）等を参照されたい。
- 121) レーニン著、宇高基輔訳『国家と革命』岩波文庫、1957年、p.78
- 122) 前掲『暗い谷間の労働運動』、pp.82 - 84
- 123) 同上、pp.90 - 92。日本共産党は結成当初から非合法であり、戦時色が強まる1935年頃になると壊滅してしまう。同党が合法化されるのは、戦後の占領軍の指導によってであり、このことは終章で、少々触れる。コミンテルンについては前掲『ロシアとソ連邦』（pp.336 - 338）参照。
- 124) 同上、pp.103 - 107
- 125) 同上、pp.108 - 109
- 126) 同上、p.121
- 127) 同上、pp.120 - 121
- 128) レーニン著、村田陽一訳『なにをなすべきか？』国民文庫、1953年、pp.60 - 61
 本文の文中に「社会民主党」の名があるが、これは、1919年に、コミンテルンを結成し、共産党と改名したロシア社会民主労働者党ボルシェビキ派のことである。同党は1903年の党大会で、レーニン派であるボルシェビキと反対派のメンシェビキに分裂した（前掲『ロシアとソ連邦』、pp.292 - 294）。その後、1917年に、ボルシェビキが武装蜂起することによって、十月革命が起きたのは、本文中に記載した通りである。
- 129) 前掲『なにをなすべきか？』、pp.63 - 64
- 130) 前掲『ロシアとソ連邦』、p.293
- 131) 前掲『暗い谷間の労働運動』、p.126
- 132) 同上、pp.129 - 130
- 133) 倉敷紡績での1930年の労働運動を記述した『岡山県労働運動史資料 上巻』（岡山県労働運動史資料編、岡山県労働中央学校、1951年）には、「全協」の名が見える（p.268）。
- 134) 遠山茂樹他『昭和史』岩波書店、1959年、p.53。金融恐慌については、同書 pp.34 - 38 を参照。
- 135) 同上、p.59
- 136) 前掲『回顧六十五年』、p.401
- 137) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.133
- 138) 前掲『わしの眼は十年先が見える』 pp.214 - 215
- 139) 前掲『回顧六十五年』、p.402
- 140) 岡山県歴史人物編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、1994年、p.498
- 141) 岡山県労働組合総評議会編、水野秋執筆『風雪の日々に 岡山県社会運動史7』（株）労働者教育セン

- ター、1978年、p.182。以下、『風雪の日々に』と略称する。
- 142) 前掲『回顧六十五年』、p.402
- 143) 同上、p.402
- 144) 同上、pp.402 - 403
- 145) 棧敷よし子『永遠なる青春』青春社、1975年、p.48
- 146) 前掲『風雪の日々に』、p.186
- 147) 前掲『回顧六十五年』、p.403
- 148) 前掲『岡山県労働運動史資料 上巻』、p.267。会社側の資料である『回顧六十五年』とは、棧敷よし子の赴任時期にずれがあるが、「戦前に於ける倉敷地方の労働運動」の記述者は「倉敷地方に於ける労働運動史を書くように言われても、戦前弾圧の嵐の中に、すべてのレーターはガサで没収されているので貧しい記憶をたどりながら記すことにする」と述べている（p.266）。故に、記憶違い等によるずれがある可能性がある。棧敷よし子自身の手になる自伝『永遠なる青春』では、彼女の倉敷紡績入社は1928年である（p.43）。
- 149) 前節のレーニンの思想等を参照。但し、『風雪の日々に』（p.185）によれば、よし子の日本共産党入党は1931年ということになっている。しかし、全協は日本共産党系の労組である以上、よし子と日本共産党の間には、何らかの関係があったと思われる。
- 150) 前掲『岡山県労働運動史資料 上巻』、p.267
- 151) プハーリン著、大橋積訳『社会主義への道』改造文庫第一部第二十八篇、1932年、pp.23 - 24。旧仮名遣い等は現代のそれに改めた。
- 152) 棧敷よし子の本文中の回想が正しければ、第3章第2節で紹介した倉敷（倉紡）中央病院が、孫三郎の挨拶通りに機能していたかどうか、疑問となるところである。
- 153) 前掲『永遠なる青春』、pp.43 - 44
- 154) 同上、pp.41 - 42
- 155) 前掲『岡山県労働運動史資料 上巻』、pp.267 - 268
- 156) 同上、p.268、前掲『風雪の日々に』、p.156
- 157) 前掲『岡山県労働運動史資料 上巻』、p.269
- 158) 「五一 倉敷一般労働組合最近の状況」岡山県史編纂委員会『岡山県史 第28巻 政治・社会』山陽新聞社、1987年、pp.671 - 673。「工場法」は第7条で、就業時間が10時間を越えるときには、就業時間中に少なくとも1時間の休憩時間を設けることを定めている（鈴木脩蔵『工場法新釈』森山書店、1935年、「附録」、p.11）。労組側の主張が正しければ、当時の倉紡万寿工場は明らかに工場法違反である。社会大衆党倉敷地方支部第1回大会（1937年6月2日）では、「勤労者が労働組合を組織して自己の生活を守るのは当然の権利だ。労働者にとって最後の綱であるこの唯一の団結権を蹂躪するのは労働者を死地へ落とし入れるものだ。労働者の団結権を認める所の自主的労働組合法をどうしても制定させなければならない」との主張がなされていた（「五一 倉敷一般労働組合最近の状況」前掲書、p.672）。
- 尚、戦前の労働組合関係の労働法規については、三浦良一「労働組合法制定問題の歴史的位置」（安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』財団法人東京大学出版会、1979年、pp.237 - 287）を参照されたい。
- 159) 前掲『回顧六十五年』、p.267
- 160) 前掲『回顧六十五年』、pp.265 - 266
- 161) 同上、p.267。本文中の「時期早尚」は「時期尚早」の誤植と思われる。
- 162) 前掲『わしの眼は十年先が見える』、p.214、『風雪の日々に』、p.138
- 163) 同上『わしの眼は十年先が見える』、p.214
- 164) 前掲『風雪の日々に』、pp.186 - 187
- 165) 前掲『回顧六十五年』、p.267
- 166) 財団法人協調会偕和会『財団法人協調会史』偕和会、1965年、p.41
- 167) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.59
- 168) 前掲『財団法人協調会史』、p.21
- 169) 同上、pp.41 - 42

- 170) 兵頭釧『日本における労資関係の展開』(財)東大出版会、1971年、pp.382、393
- 171) 同上、p.385。賀川豊彦の生涯については、隅谷三喜男『賀川豊彦』(岩波書店、1995年)を参照。後に本文中に見るように、議会主義を主張する賀川は、当時、急進化、暴力主義化する傾向のあった労働運動に幻滅し、その関心を農民運動へと移行させていった(同書、pp.87 - 127)。農民運動については本論文の「下」で述べる。
- 172) 前掲『日本における労資関係の展開』、p.386
- 173) 同上、p.393。工場委員会の設置に関する立法建議については、前掲の『財団法人協調会史』(pp.41 - 44)に「労働委員会法制定に関する建議案」、「労働委員会法案」として、掲載されているので参照されたい。
- 174) 前掲『日本における労資関係の展開』、pp.394 - 397
- 175) 三島卓郎「経営参加の諸形態」経営法曹会議編『経営・労使関係と労働法』日本経営者団体連盟広報部、1979年、p.99
- 176) 全体主義体制の理論については、第7章第5節の脚注内にて、解説。
- 177) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.60
- 178) 同上、pp.86 - 87
- 179) 同上、p.60
- 180) 前掲『岡山県労働運動史』、p.94
- 181) 柄谷行人『世界共和国へ』岩波新書、2006年、p.120
- 182) 前掲『日本における労資関係の展開』、pp.398 - 401
- 183) 第2章第3節で紹介した評議会は、「自主的工場委員会制度論を展開」した(金子良事「工場委員会から産業報国会へ：企業別組合生成の論理」『大原社会問題研究雑誌』NO664、2014年12月、p.42)。この議論においては、「工場長を含めて会社側のホワイトカラーが入ることを想定せず、全労働者によって構成されることを目指す。当初は具体的目標である未組織労働者の組織化に注目が集まってしまったために、争議を中心にした運動が工場内で完結してしまうことが多く、後に改めて本来の目的である階級としての労働者の結成およびそれによる革命を果たすための政治的目標であることが強調された」(同上、p.42)。
- 他方で、総同盟の「工場委員会」制度は、社会政策等で利用できるものは利用し、「1920年時点では鈴木が縦の組合として批判していた工場委員会制度を総同盟は受け入れるようになっていったのである」(同上、p.43)。総同盟は評議会と異なり、「会社側と協力可能な点は、協力することによって、企業組織を利用し得た」(同上、p.43)。
- 総同盟活動方針として、大まかに、ふたつのものがあった。1点目が、労使交渉による労働条件の向上という「ビジネス・ユニオニズム」、2点目が労働者階級の連帯による社会運動としての「ソーシャル・ユニオニズム」であった。
- 総同盟は「1920年時点では資本対労働の対決が基本構図だったが、1925年時点では資本内、労働内の味方と敵という構図に切り替え、会社や政府であっても協力できるところは協力するようになったのである。以後、東京製綱をモデルにして、場合によっては工場委員会制度を充実させるために労働組合を作るという戦略を総同盟は推進し、会社側にもアピールして行くようになるのである」(同上、p.41)。1925年、総同盟-東京製綱で団体協約が結ばれ、「ビジネス・ユニオニズム」は、作業能率の推進として、「ソーシャル・ユニオニズム」は共済活動として具体化した。
- 184) 藤田勉二「大原孫三郎氏」高橋彌次郎編『日本経済を育てた人々』関西経済連合会、1955年、p.72
- 185) 倉敷紡績において、大原家は株主としても、圧倒的に強かった。田中三樹氏は「倉敷紡績では、孫三郎をはじめとした役員大株主、役員経験者、さらに機関銀行が大株主として、すなわち安定株主として存在したのである。非役員以外の個人大株主が企業経営に直接関与することはほとんどなかったといえよう。こういった株主構成とトップ・マネジメント組織は実力社長がつくりあげたものであったが、このことは大原の発言力をさらに強化したはずである」と論じ、その結果として、美術館等の社会貢献を生み出したと述べている(田中三樹「戦前期倉敷紡績における株式所有構造とトップ・マネジメント」福山平成大学経営学部『経営研究』第4号2008年、p.75)。大原美術館建設をはじめとする「理想」の追求の為に、

経営分散化、又は証券民主化ができず、ある種の生産手段の社会化ができないという皮肉な構図があったように思われる。

186) 前掲『日本における労資関係の展開』、p.394

187) 同上、p.394

戦前の倉敷紡績の労働者への待遇を論じた「倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法」（宇野利右衛門『職工の生活と住居 職工問題資料第2輯』工業教育会出版部、1914年）において、倉敷紡績の万寿工場の寄宿舎（前掲『善意と戦略』、pp.47 - 53）への入寮に関する制度が述べられている。労働者は入寮時には「身元証明書」を提出せねばならず、原籍、身分、生年月日、家族の氏名及び関係、戸主の職業及び生活状態、兵役、犯罪の有無について提出せねばならなかった（pp.306 - 307）。「戸主の性行、経歴については頗る厳重な取調べを行い、不良の風習を有する者は、断じて社宅へは入れない」（p.307）のであった。

「倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法」は「実際善良な職工村、即ち社宅を善用しようと言うには、先ずその住民を選ばねばならぬ。

然るに一般工場の社宅貸与法はこの点に就いての注意が甚だしく不足である。不良な経歴を有し、不善の習慣を持っている事の明々白々たる者でも、其一家から出勤する人数さえ多数であれば、喜んで迎えると言う風である。為に社宅の善良な風俗は破壊せられ、あしき風習は年々増加して行くのである。これは現今の社宅が、悪用されつつある第一の原因であるのである」（pp.305 - 306）と記述している。

ここで言う「善良な風俗は破壊せられ、あしき風習は年々増加して行くのである」は何を意味しているのか。

「倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法」は、「戸主が大酒を飲む為に家計の豊かにならぬ家だとか、妻が子供を虐待する家の如きは、これを事務所に呼び出して、係長が懇ろに説諭を加え、出来るだけ勤儉、博愛の良風を助長すべく努力しつつある」（p.323）のであった。先の「不良の風習を有する者は、断じて社宅に入れぬ」との一文と共に、非行をなす者から入寮者を守るという意味では、入寮した労働者にも歓迎されていたのかもしれない。

しかし、同時に、この問題は、孫三郎がなぜオーウェンを肯定的に見たのかについて、考察するきっかけを与えてくれるものかもしれない。第2章第1節で検討したように、オーウェンは「メンバーが共同体精神を吸収していない限り完全な民主主義は不可能であると思っていた。だから彼の統治は家父長的であり、ハンプシャーで創設した共同体は「労働者階級のメンバーが完全な民主主義を求めたのに対し、富裕なメンバーと後援者は完全な民主主義は自分たちの投資を危うくすると思った」ことによる「民主主義の問題」が原因で解体している。又、第2章第1節でも論じたように、孫三郎に影響を与えた「オーウェンの思想の中心にあるのは人格形成に際して環境の果たす役割を強調する教育理論」であった。新入寮者に対する生活資金としての「新住者世帯金の給与」制度等（「倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法」、pp.311 - 314）は、物質面からの環境整備であったろう。したがって、「人格形成」に関する教育の責任者という立場を含めて、労使協調の「理念」の下に、孫三郎自身が「家父長的」立場に立ちうるからではないか。さらに、在住者の個人情報とも言うべき情報に関するカードが作成されていた。「倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法」は、「戸籍」の一節で、カードには「原籍、目下居住の戸番、戸主、会社勤務者の生命年齢、非職員の生命年齢、雇入年月日、社宅貸渡年月日、入社以前の経歴、其他を表面に記入し、裏面には、戸主及各家族の性行、成績、健康状態を記入することになって居る」（p.322）のであった。「上」（経営陣）による「良風」を保つことを名目とした対労働者管理の為であろうか。『善意と戦略』も「戸籍」を引用している。

本文中でも論じたように、階級闘争に批判的だった孫三郎は家父長的立場に立つことによって倉敷紡績社内の福祉等の活動を行なったが、それは、先に見た総同盟 - 東京製綱のような、労資交渉による民主的事例とは異なる性格を有するものであると思われる。

（本学大学院博士後期課程修了）